

## 参考

### 1 女性等が抱えるそれぞれの問題の状況

#### (1) DV

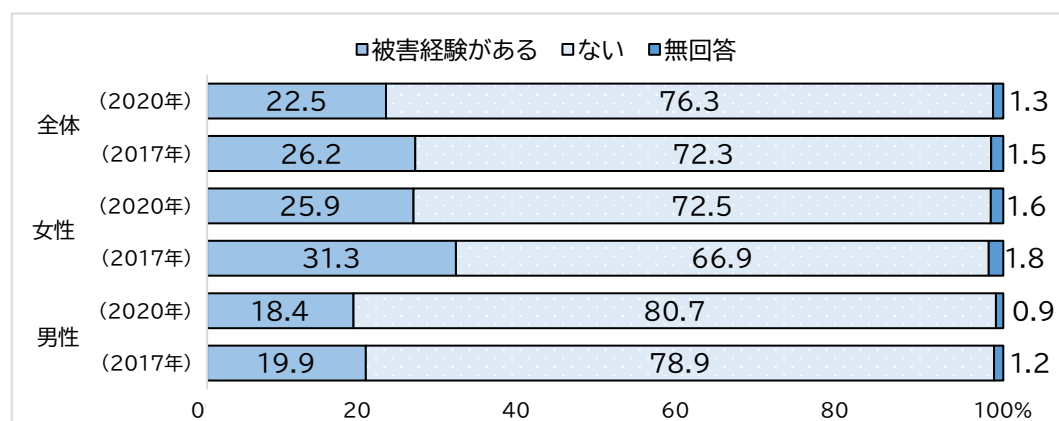
暴力は重大な人権侵害であり、誰に対しても決して許されるものではありません。しかし、DVは、家庭内など、外部からはその発見が困難な場において行われることから、潜在化しやすく、被害が深刻になりやすいという特性があります。その一方で、社会全体の問題とは扱われにくく、当事者の人権が十分に保護されてきたとはいえない状況です。

当事者は、多くの場合女性です。これは、性別によって役割を分けて考える固定的な性別役割分担意識<sup>25</sup>が根強いことにより、経済的・社会的に自立が困難な状況に置かれた女性が、暴力を我慢せざるを得ない場合が多いことも、理由の一つとして考えられます。DVは、性別にかかわらず、すべての人が個性と力を発揮できるジェンダー平等社会を実現する上で、克服すべき大きな課題です。

#### ア DVに対する意識の状況

2020（令和2）年に実施された内閣府の「男女間における暴力に関する調査」（以下「国の調査」という。）によると、女性の約4人に1人（25.9%）、男性の約5人に1人（18.4%）が「DV被害の経験がある」と回答していますが、2017（平成29）年の同調査と比較するとその割合は減少しています。

図表 参考1—1：配偶者からの被害経験の有無（全国）



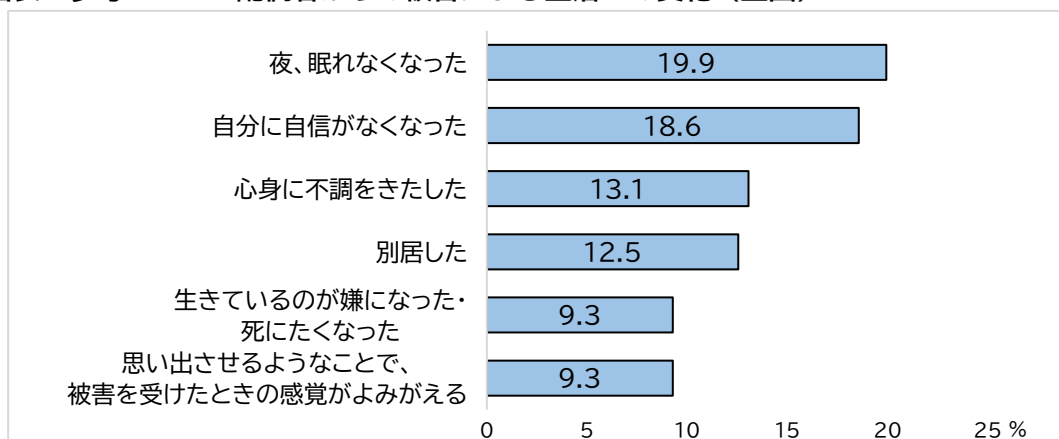
●出典：2017、2020年「男女間における暴力に関する調査」（内閣府）

上記国の調査で、配偶者から被害を受けたことで生活上の変化があったかを聞いたところ、「夜、眠れなくなった」や、「自分に自信がなくなった」などの回答が多くなっており、DVの被害は当事者の心身に深刻な影響を及ぼします。

<sup>25</sup> 「固定的な性別役割分担意識」

「家事・育児は主として女性が担うもの」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

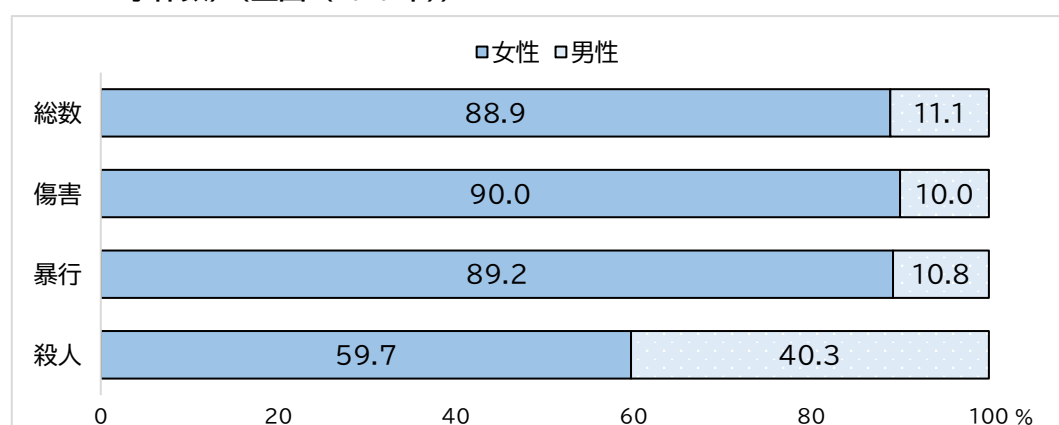
図表 参考1—2：配偶者からの被害による生活上の変化（全国）



●出典：2020年「男女間における暴力に関する調査」（内閣府）

2020（令和2）年に検挙された配偶者間における犯罪のうち、女性の被害者は9割弱であり、特に傷害と暴行について、女性の被害者が圧倒的に多くなっています。

図表 参考1—3：配偶者間における犯罪（殺人、傷害、暴行）の被害者の男女別割合（検挙件数）（全国（2020年））



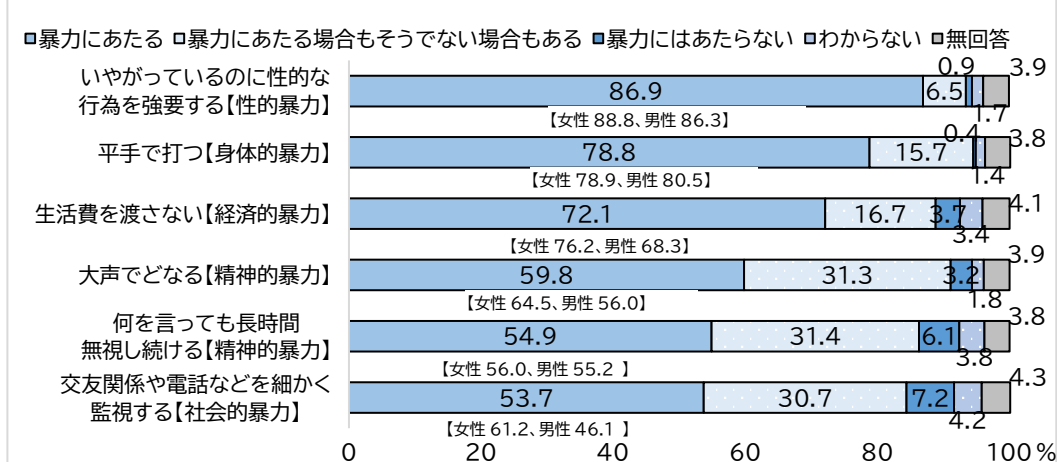
●出典：2021年「令和3年版男女共同参画白書」（内閣府） ※警察庁資料より作成

DVを受けることは、個人の尊厳を害し、男女平等の妨げとなります。性別によって役割を固定的に分ける「固定的性別役割分担意識」は、「男は仕事・女は家庭」といった考え方に代表的に見られますが、そうした根強い意識が、DVに対する理解がなかなか進まない状況や、DVを受けても経済的・社会的自立の困難さから暴力を我慢せざるを得ない状況等に影響を与えているとも考えられます。DVは県民の意識から変えていくべき身近で重大な問題であり、女性と男性がお互いを尊重し合う男女共同参画社会実現のため、男女を問わず、DVの根絶に向けて取り組む必要があります。暴力はいかなる場合も絶対に許されないことについて、理解を深めるための啓発が必要です。

参考1 女性等が抱えるそれぞれの問題の状況

2022（令和4）年度に実施した県民ニーズ調査（以下「県の意識調査」という。）において、夫婦間の暴力に該当する図表1-4に掲げる6つの行為について、暴力として認識しているか聞いたところ、身体的暴力である「平手で打つ」を除き女性より男性の割合が低くなっています。また、精神的暴力や社会的暴力に対する認識は、性的暴力や身体的暴力と比較して割合が低くなっています。一方で、2017（平成29）年度の同調査と比較し、「交友関係や電話などを細かく監視する」の認識割合が倍以上増加していますが、DVへの理解をさらに深めるため、引き続き啓発が必要です。

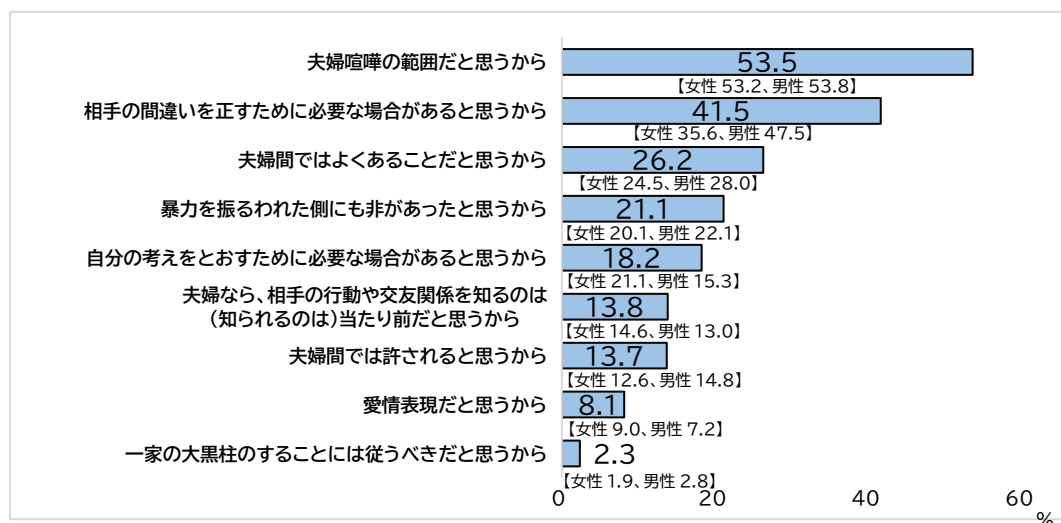
図表 参考1-4：夫婦間での暴力行為における暴力（DV）としての認識（神奈川）



●出典：2022年度「県民ニーズ調査」

国の調査においても、夫婦間で暴力と認識される行為について聞いていますが、「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」や「暴力にあたるとは思わない」と答えた人に対して、その理由を聞いたところ、「夫婦喧嘩の範囲だと思うから」が最も多く5割以上となっています。次いで「相手の間違いを正すために必要な場合があると思うから」が4割以上に上りますが、女性と男性の認識割合に約12ポイントの差が出ています。

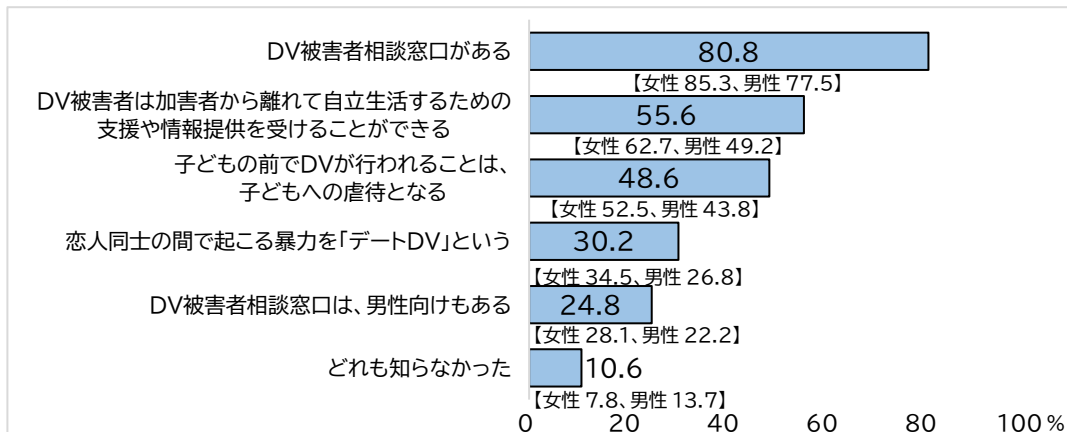
図表 参考1-5：暴力にあたらない場合があると思う理由（全国）



●出典：2020年「男女間における暴力に関する調査」（内閣府）

県の意識調査によると、DV被害者相談窓口があることを知っている人は約8割で、2017（平成29）年度と同調査（77.5%）を上回っています。一方で、男性向け相談窓口もあることを知っている人は3割に満たない状況になっています。また、デートDVという言葉は、認知度が約3割であり、DVについての理解は十分とは言えない状況です。

図表 参考1-6：DVについて知っていたこと（神奈川）



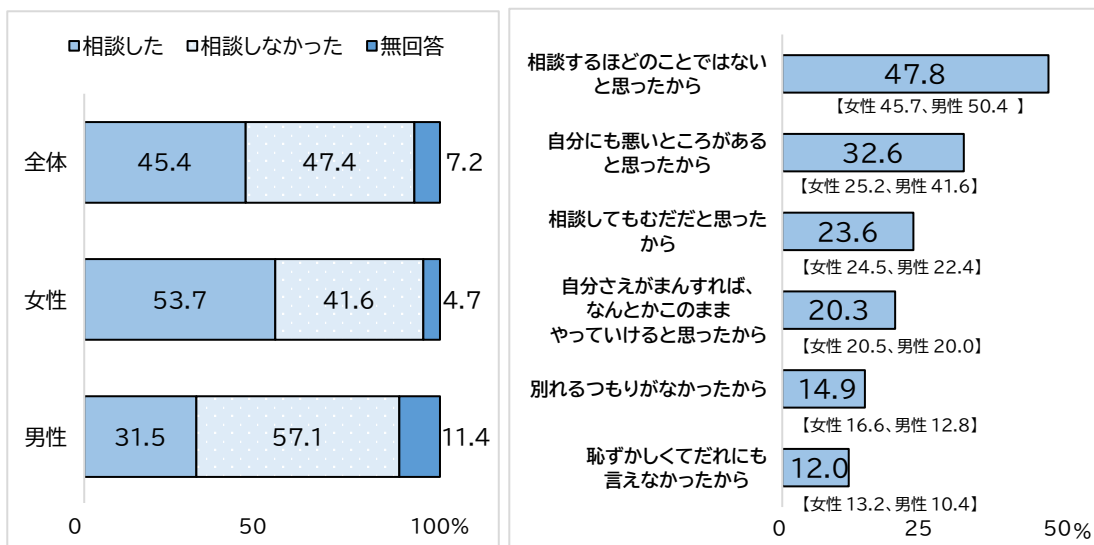
●出典：2023年度「県民ニーズ調査」

被害を受けた当事者の実数を把握することは非常に困難ですが、国の調査によると、配偶者から暴力を受けたとき、相談しなかった人が半数程度であることから、DVに悩みながらも相談に至っていない潜在的な当事者は、未だに多いと考えられます。

DVに悩む人が、誰でも、早めに相談することができるよう、男性向けも含めた相談窓口の周知をさらに進めるとともに、DVの発生自体を予防するため、特に若年層など、早い時期から暴力に対する理解を深めるための啓発を行うなど、重点的に取り組む必要があります。

図表 参考1-7：配偶者からの暴力の相談の有無（全国）

（相談しなかった理由）

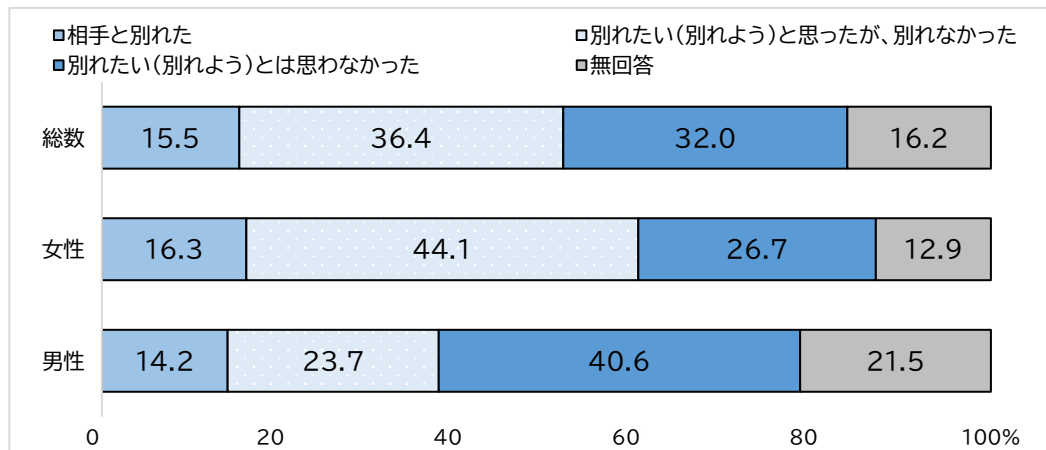


●出典：2020年「男女間における暴力に関する調査」（内閣府）

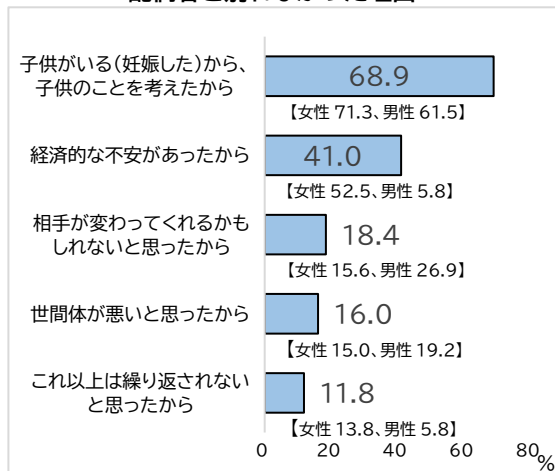
参考1 女性等が抱えるそれぞれの問題の状況

DV被害を受けたとき、相手と別れることをためらう当事者は少なくありません。国の調査によると、配偶者から何らかの被害を受けたとき、「相手と別れたい（別れよう）」と思ったが、別れなかった」という人は36.4%で、男性より女性の方が割合が高くなっています（女性44.1%、男性23.7%）。別れなかった理由としては、「子供がいる（妊娠した）から、子供のことを考えたから」が68.9%で最も多く、次いで、男女間の差が最も大きい「経済的な不安があったから」が41.0%（女性52.5%、男性5.8%）でした。子どもが原因で別れなかった主な理由として最も多かったのは、「子供をひとり親にしたくなかったから」で56.8%でした。当事者の自立に当たっては、住居や就労、経済面など、生活基盤を支えるための支援に加えて、心の回復など、安定した生活に向けた支援が必要です。また、子どもを同伴している場合、母子ともに心のケアや、子どもの就学や保育に関する支援など、多岐にわたる支援が必要です。

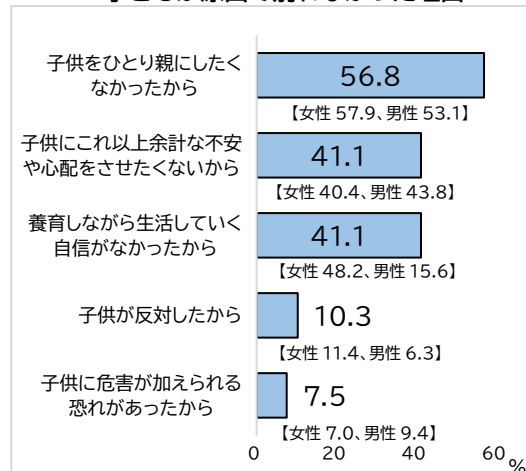
図表 参考1—8①：配偶者から被害を受けたときの行動（全国）



1—8②：(※1—8①で「別れたい(別れよう)と思ったが、別れなかった」と答えた人が対象)  
配偶者と別れなかった理由



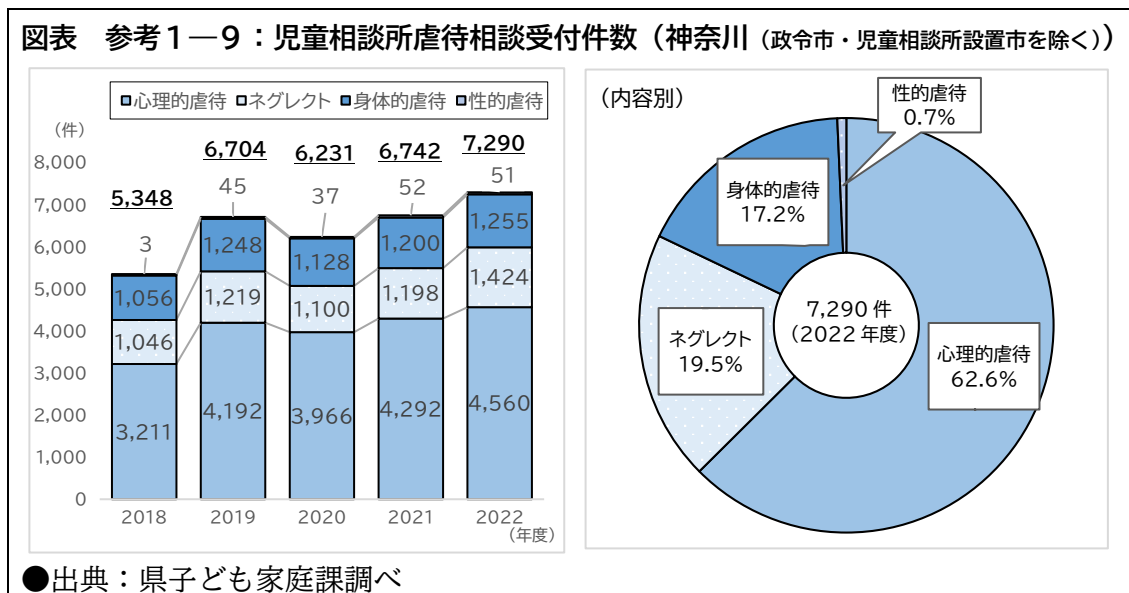
1—8③：(※1—8②で「子供がいる(妊娠した)から、子供のことを考えたから」と答えた人が対象)  
子どもが原因で別れなかった理由



●出典：2020年「男女間における暴力に関する調査」(内閣府)

(イ) 面前DVや児童虐待の影響

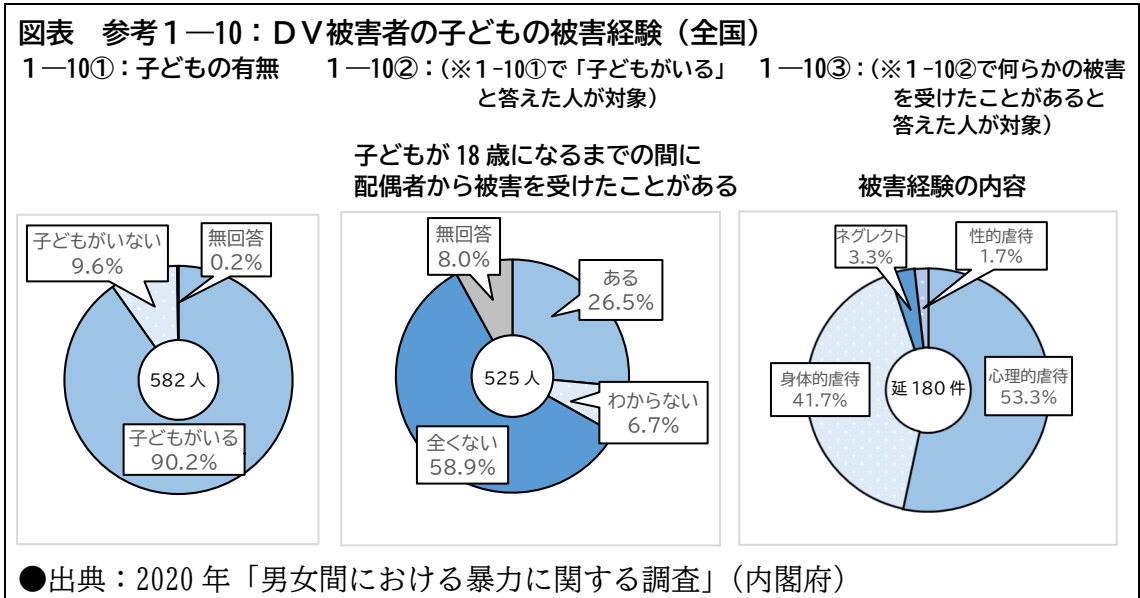
「児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）」において、子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力（以下「面前DV」という。）は、児童虐待（以下「心理的虐待」という。）に当たるとされています。神奈川県所管の児童相談所で受け付けた虐待相談受付件数は増加していますが、そのうち、面前DVを含む「心理的虐待」は、2022（令和4）年度には全体の6割を超えています。



国の調査によると、当事者の約9割が「子どもがいる」と答えており、面前DVが起こる危険性が高いことが懸念されます。その内、約4人に1人、子どもも加害者から被害を受けたことがあると答えており、その被害内容は「心理的虐待」が最も多く5割を超えています。当事者が、けが等の身体的な影響だけでなく、精神的な影響を受けることがあります。面前DVを目撃した子どもにも、様々な心身の症状が表れることがあります。子どもを守るためには、社会全体がDVの与える影響について理解することが大切です。

このように、当事者が同伴している子どもも虐待を受けている場合があります。当事者と子どもの両方に対して、心身のケアをはじめとする生活上の支援のほか、子どもが一時保護中に学習を受ける機会を確保することも重要です。

参考1 女性等が抱えるそれぞれの問題の状況

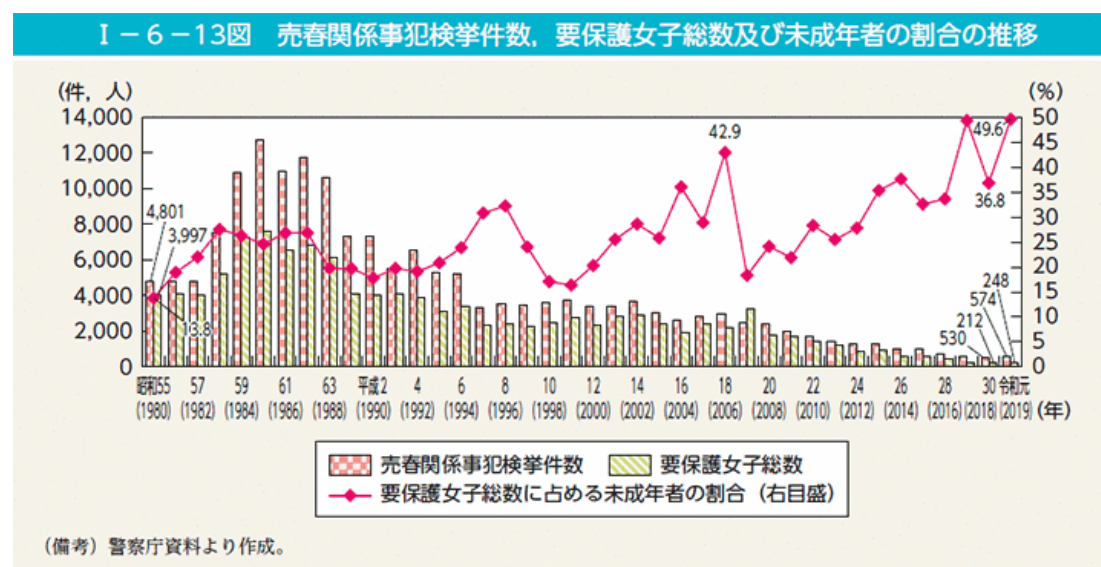


## (2) 売春・性的搾取

売春を行う女性への支援は、敗戦後の混乱した風紀下において、「性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子（要保護女子）」を保護・更生するため、売春防止法に基づき実施されてきました。時代が下るにつれて、「売春」以外の生活困難や家庭環境の問題等の様々な課題を抱えた女性が女性支援事業の対象となった経緯があります。本県においては、近年、売春を主訴とする一時保護はみられなくなっています。

一方で、売春が完全になくなったわけではありません。国の調査によると、2019（令和元）年は、要保護女子総数は248人のうち未成年者が占める割合は49.6%であり、前年に比べ12.8ポイント増加しています。性的搾取による被害が「性非行」として捉えられやすい若年女性については、その背後にある虐待、暴力、貧困、家族問題、孤立、障がいなどの問題を十分に踏まえつつ、児童相談所等の関係機関と連携しつつも、困難な問題を抱える女性への支援として、制度の狭間に落ちることのないよう対応する必要があります。

図表 参考1—11：売春関係事犯検挙件数、要保護女子及び未成年者の割合の推移（全国）



●出典：2020年「令和2年度版 男女共同参画白書」（内閣府）

### コラム 売春防止法の改正

女性支援法の成立とともに、売春防止法は改正されました。改正売春防止法では、法の目的から「性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子に対する補導処分及び保護更生の措置を講ずる」という文言が削除されるとともに、「要保護女子」を婦人補導院に収容し、「補導処分」に付することを定めた第3章（第17条から第33条）及び「要保護女子」の「保護更生」に関することを定めた第4章（第34条から第40条）は削除されました。

現在では法の目的を定めた第1章（第1条から第4条）、売春を違法とし、刑事処分を定めた第2章（第5条から第16条）のみの構成となっています。

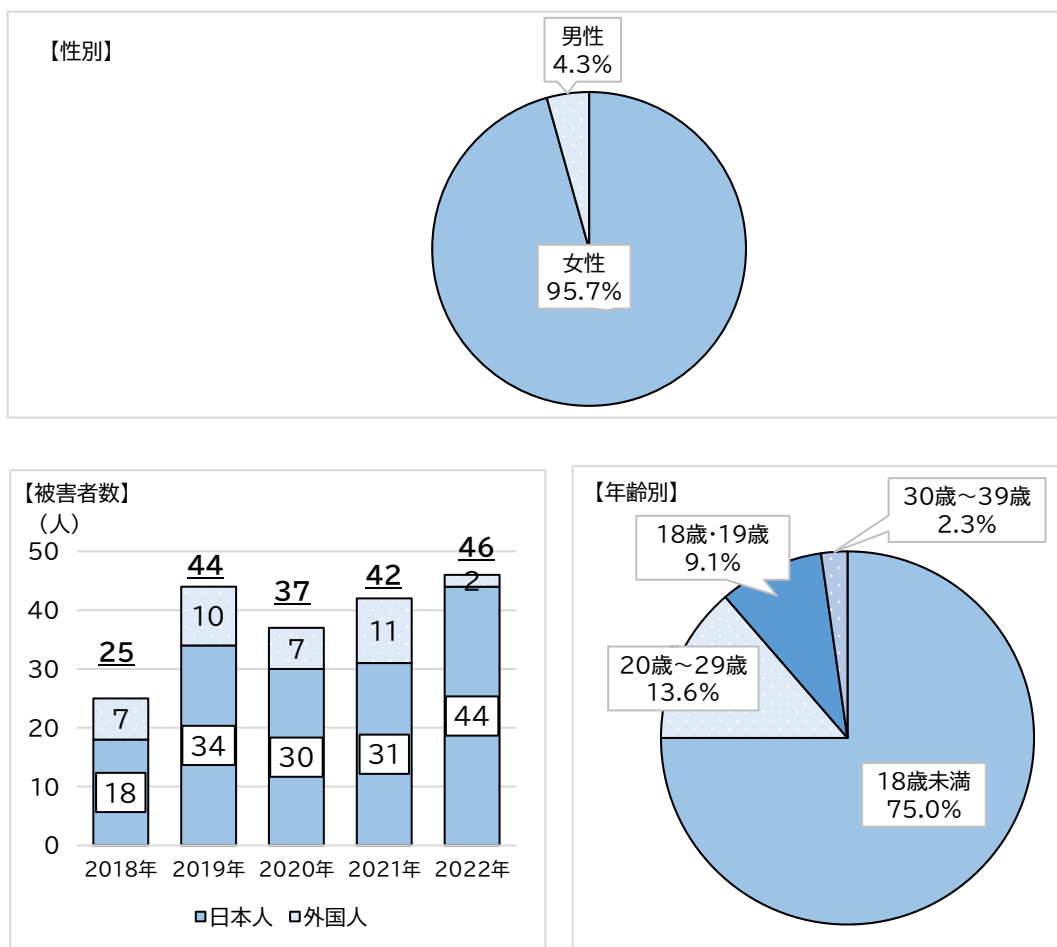


### (3) 人身取引被害

人身取引は、「トラフィッキング」とも言われ、暴力、脅迫、誘拐、詐欺などの強制的な手段により、女性や子どもを別の国や場所に移動させ、売春や強制的な労働をさせて搾取することをいいます。人身取引は、被害者に深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、回復困難な傷を負わず重大な人権侵害であり、人道的な観点から迅速・的確な対応が求められます。

人身取引被害者のほとんどは女性です。また、日本人だけでなく、フィリピン人やタイ人など外国人も被害を受けています。2022（令和4）年における日本人被害者を年齢別にみると、18歳未満が4分の3を占め、30歳代までの若年層が被害にあっています。

図表 参考1—12：人身取引事犯の被害者（全国）



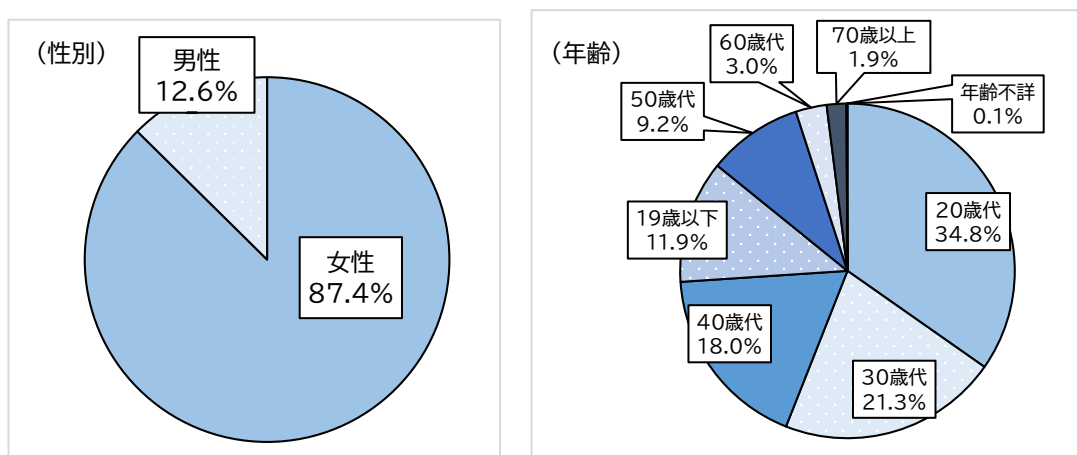
- 出典：【性別】人身取引（性的サービスや労働の強要等）対策に関する取組について（令和4年度年次報告書）（人身取引対策推進会議）  
【被害者数】、【年齢別】「令和4年における風俗営業等の現状と風俗関係事犯等の取締り状況について」（警察庁）

(4) ストーカー行為による被害

ストーカー行為とは、恋愛感情などの好意の感情やその感情が満たされなかったことによる恨みの感情から、同一の相手に対して待ち伏せ、押しかけ、監視していると告げる、無言電話などのつきまとい行為や、承諾なく相手の位置情報を取得する行為を繰り返して行うことをいいます。ストーカー事案は、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が強いものが多く、事態が急展開して重大事件に発展するおそれがあるため、一人で悩まず、早期に警察に相談することが必要です。

2022（令和4）年におけるストーカー事案の被害者は、約9割が女性です。また、被害者を年齢別で見ると、20歳代が最も多く34.8%、次いで30歳代が21.3%となっており、20～30歳代で5割以上を占めています。

図表 参考1—13：ストーカー事案の被害者（全国）



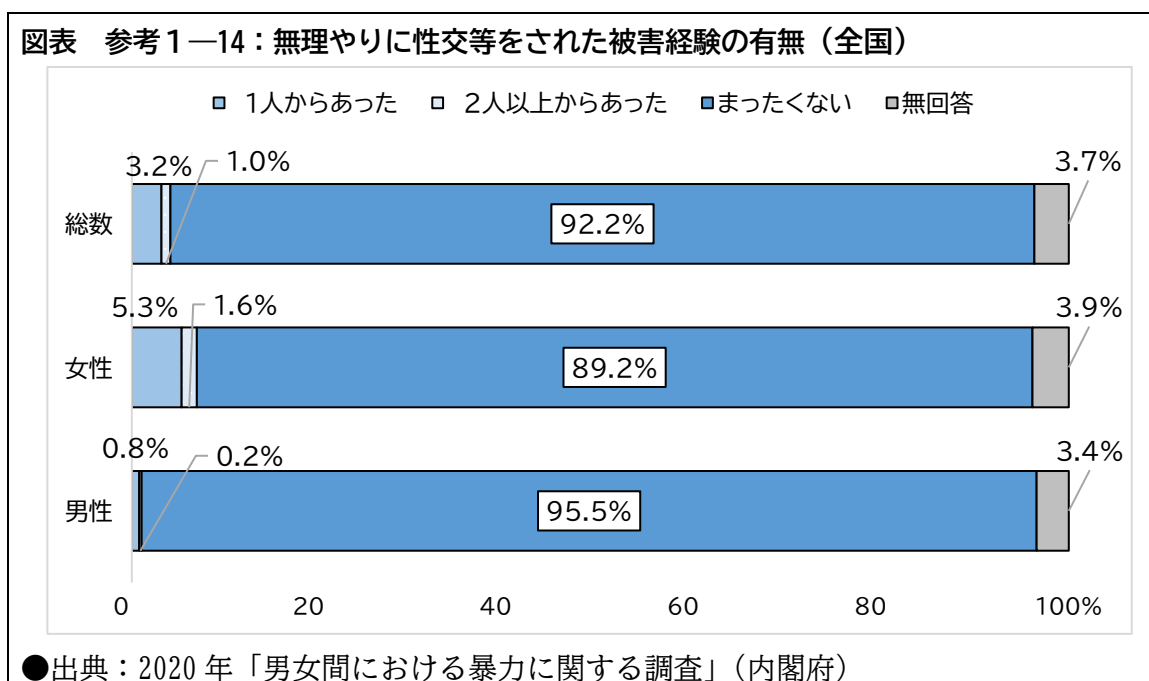
●出典：「令和4年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について」（警察庁）

(5) 性犯罪・性暴力

「魂の殺人」とも呼ばれる性暴力等の被害にあわれた方は、二次被害<sup>26</sup>も含めて深刻な状況に直面しています。性犯罪・性暴力の被害にあわれた方は、早い時期に適切な支援を受けることが早い回復につながると言われています。

国の調査によると、これまでに、相手の性別を問わず、無理やり（暴力や脅迫を用いられたものに限らない）に性交等（性交、肛門性交又は口腔性交）されたことがあるかを聞いたところ、「1人からあった」が3.2%、「2人以上からあった」が1.0%で、被害経験がある人は4.1%でした。

性別で見ると、被害経験のある女性は6.9%、男性は1.0%でした。



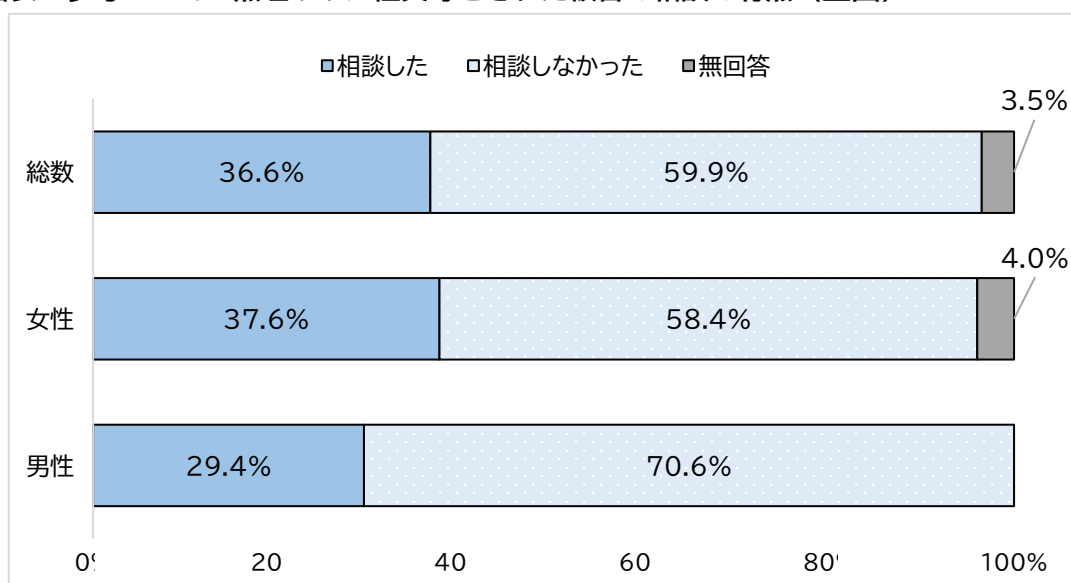
無理やりに性交等をされた被害があった人（142人）に、その被害について、だれかに打ち明けたり、相談したりしたかを聞いたところ、「相談した」は36.6%、「相談しなかった」は59.9%でした。

性別で見ると、被害経験のある女性の58.4%、男性の70.6%が「相談しなかった」と回答しました。

<sup>26</sup> 「二次被害」

犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等の置かれている状況についての無理解による言動、配慮に欠ける対応、誹謗中傷等によって犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、生活の平穩の侵害その他の被害をいう。

図表 参考1—15：無理やりに性交等をされた被害の相談の有無（全国）

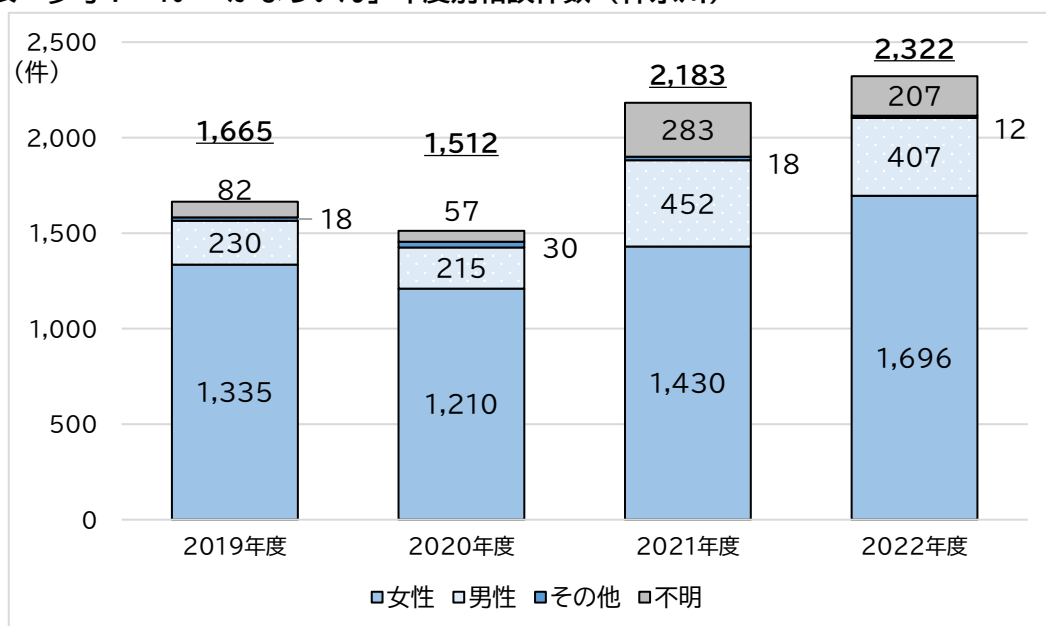


●出典：2020年「男女間における暴力に関する調査」（内閣府）

県では、必要な時に適切な支援をワンストップで受けられるよう、2017（平成29）年8月にかながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」（以下「かならいん」という。）を開設し、24時間365日相談を受けており、相談件数は増加傾向です。2022（令和4）年度の相談件数は2,322件で、前年度と比較すると6.4%増でした。

相談者の性別では、女性が全体の73.8%を占め、男性が17.0%、その他が1.0%、不明が8.2%でした。

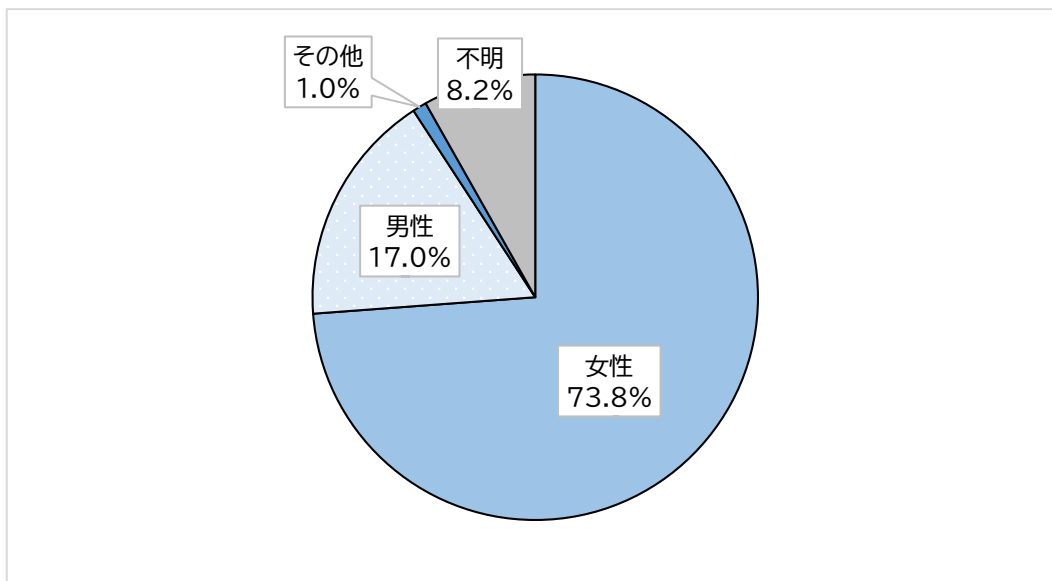
図表 参考1—16：「かならいん」年度別相談件数（神奈川）



●出典：県くらし安全交通課調べ

参考1 女性等が抱えるそれぞれの問題の状況

図表 参考1—17:「かならいん」相談者の性別内訳(神奈川県)  
(2019(令和元)年度から2022(令和4)年度)

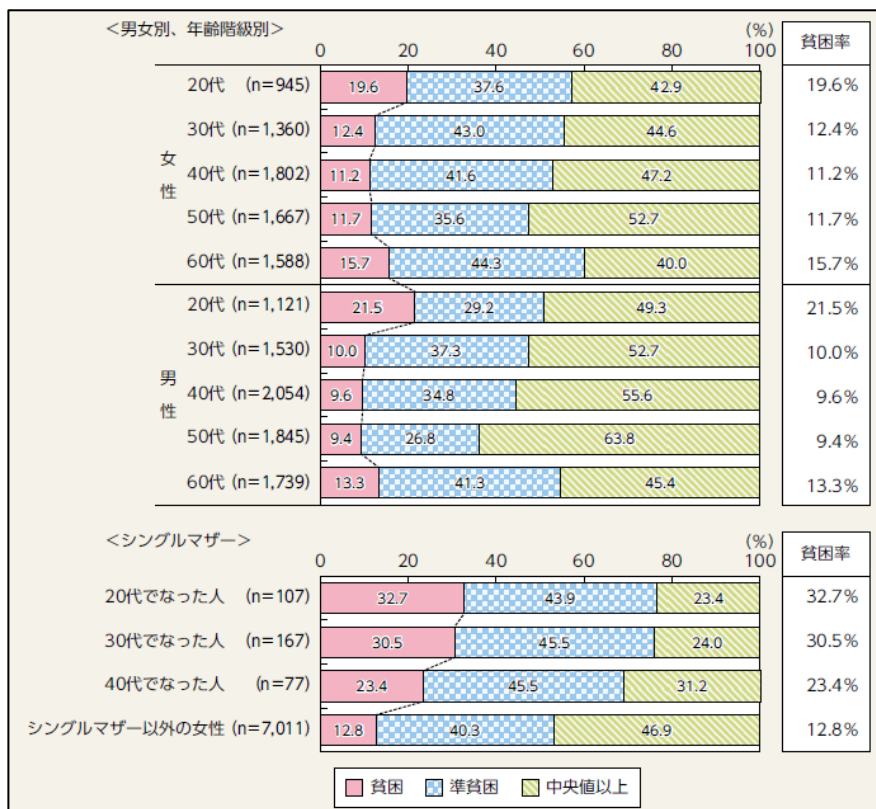


●出典：出典：県くらし安全交通課調べ

(6) 貧困・生活困窮

国の調査において貧困率<sup>27</sup>を年齢別にみると、20代では男性の方が高く、30代以降は女性の方が高くなっています。また、シングルマザーとなった人の貧困率が高くなっています。理由としては、育児等のため、無業もしくは非正規雇用を選んでいる(いた)、また、そのような働き方の積み重ねの結果として、経済的基盤が弱い等、女性ならではの貧困に至る背景があります。

図表 参考1—18：貧困率（男女別、年齢階級別、シングルマザー）（全国）



●出典：2022年「令和4年度版男女共同参画白書」（内閣府）

<sup>27</sup> 「貧困率」

等価可処分所得の中央値の半分を貧困線といい、世帯の等価収入が貧困線未満である割合のこと。

### (7) 妊娠・出産等

予期しない妊娠等により、周囲に相談できず、産科医療機関の受診や市町村への妊娠届を提出せず、出産するまで支援につながらない妊婦は少なからず存在しています。こうした場合、誰にも相談できずに出産し、出産後に子どもを死亡させてしまうなど、痛ましい事案に至ることがあります。また、産後うつ等の周産期メンタルヘルスは、妊婦の自殺や虐待等の重要なリスク因子と言われています。このため、市町村と産科医療機関などの関係機関が受診や相談を契機に、支援を必要とする妊婦を早期に発見、速やかに情報共有し、早期に支援機関が手厚い支援を行うことが必要です。

### (8) 孤独・孤立

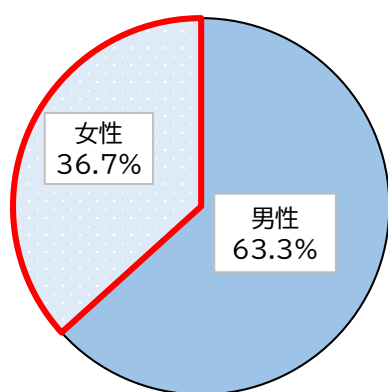
新型コロナウイルスのまん延に伴い、女性の非正規雇用労働者の減少や、自殺者の増加等、コロナ禍で人と人との接触機会が減少し、孤独・孤立状態におかれたことで、困難な問題を抱える女性が自力で支援にたどり着けず、ますます課題が深刻化しました。孤独・孤立を抱えた女性には、社会とのつながりを持つことができるよう、寄り添い型の支援が必要です。

また、国の調査によると、ひきこもりの状況にある人に占める女性の割合は、これまで2～3割程度でしたが、2022（令和4）年度の調査では5割以上を占める結果となり、家事や育児、介護などに追われ、社会との関わりが希薄になった女性が、ひきこもりの状況にあることが顕在化しました。ひきこもりの状況になった理由は、新型コロナウイルス感染症の流行のほか、妊娠、退職、介護など様々であるため、その理由に応じた適切な情報提供及び相談支援のほか、女性同士が交流できる居場所づくりが必要です。

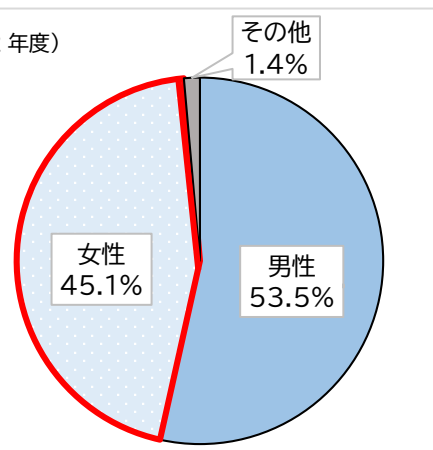
図表 参考1—19：ひきこもりの状況（全国）

【15～39歳】

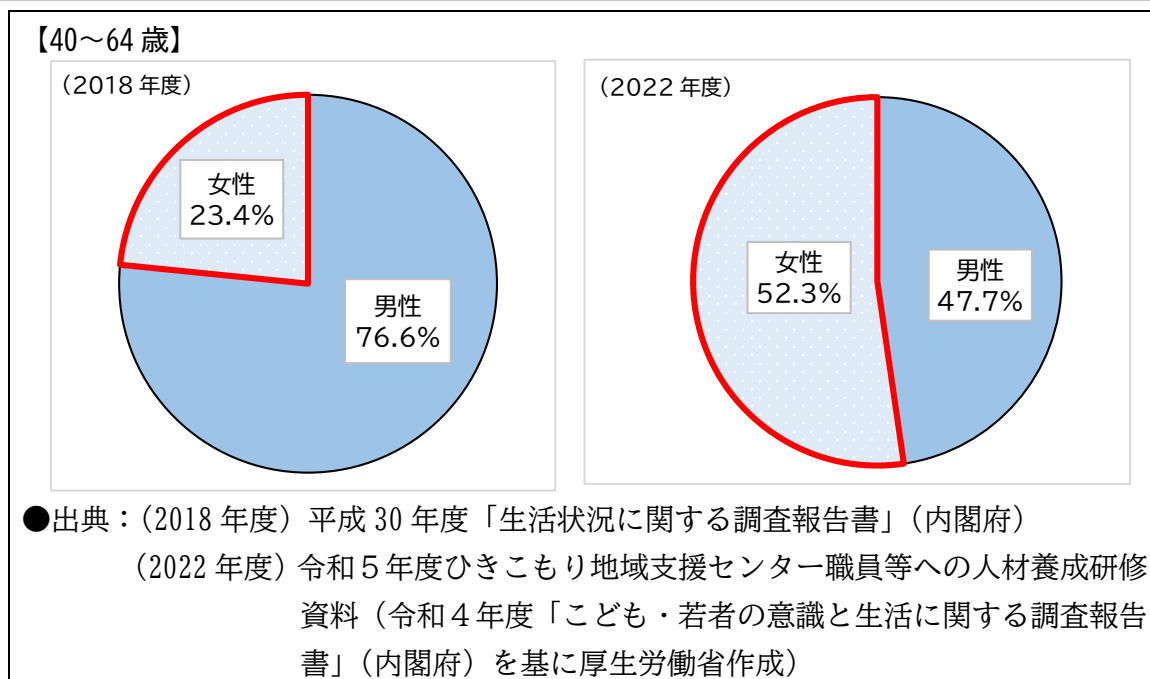
(2016年度)



(2022年度)



●出典：(2016年度) 平成28年度「若者の生活に関する調査報告書」(内閣府)  
 (2022年度) 令和4年度「こども・若者の意識と生活に関する調査報告書」  
 (内閣府)

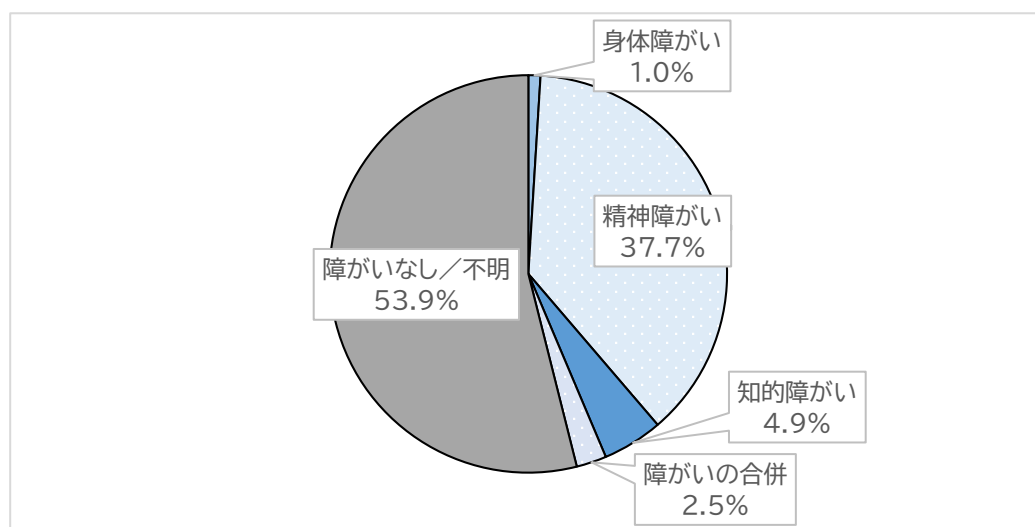


### (9) 様々な障がい

2022(令和4)年度の一時保護所入所者のうち、多くの方に身体障がい、知的障がい、精神障がい又はそれらが重複した障がいがありました。また、市町村等や民間支援団体へヒアリングしたところ、統計的な数字には表れないものの、相談者のうち、何らかの障がいがある人が多い、という状況があります。

自立支援に向けては、生活基盤を整えるための支援だけでなく、日常生活支援、精神的なケアなど、その人の状況に応じた女性福祉、障がい者福祉の両面からの支援が必要です。

図表 参考1—20：一時保護における障がいの状況(神奈川)(2022 年度)



※身体障がいについては、身体障害者手帳所持者の数

※知的障がいについては、療育手帳所持者の他、女性相談支援センターが行った医学的判定・心理学判定に基づいた数

※精神障がいについては、手帳所持者のほか、診断名がない場合でも、精神科等への受診、入院、通院、精神科薬の服薬経過がある者も含んだ数

●出典：県共生推進本部室調べ



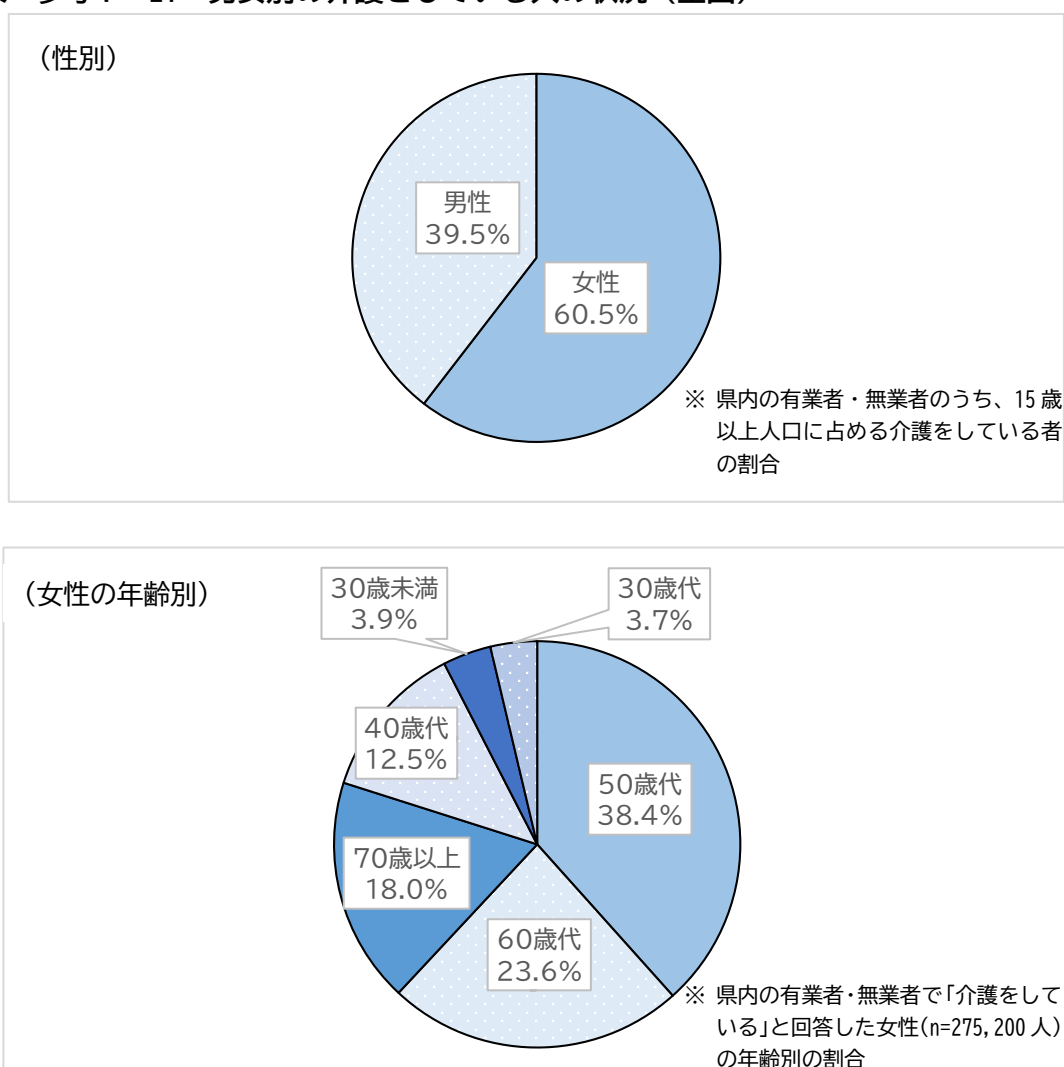
(10) ケアラー

ケアラーとは、介護や看病を必要とする身近な人をケアしている人のことで、18歳未満の子ども（ヤングケアラー）、若者、育児と介護などのダブルケアを担っている人、老々介護をしている人など、全世代にわたって存在しています。

総務省が2022（令和4）年に行った調査によれば、県の15歳以上人口で「介護をしている」と回答した人のうち、60.5%が女性です。ケアラーの中には、一日中つきっきりでケアをせざるを得ない等の過度なケア負担により、自分の望む人生や日々の暮らしが送れなかったり、不本意な離職等が重なって社会との接点がなくなり、孤立に追い込まれている人もいます。

年齢層や抱える課題も多様なケアラーが社会から孤立することなく、自分の望む人生や日々の暮らしが送れるよう、様々な分野が連携して社会全体で支援することが必要です。

図表 参考1—21：男女別の介護をしている人の状況（全国）



●出典：2022年「就業構造基本調査」（総務省）

## 2 支援の状況

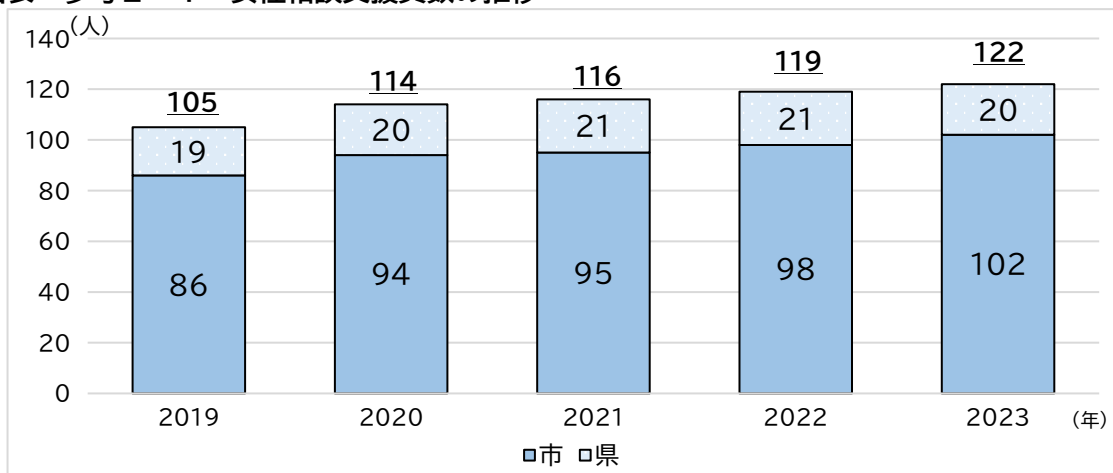
### (1) 相談支援の状況

#### ア 女性相談支援員

##### (ア) 女性相談支援員の配置状況

県全体では122名(2023(令和5)年4月1日現在)の女性相談支援員が勤務しています。2019(令和元)年と比較すると17名増加しており、県内どこの市町村にお住まいでも当事者が相談できる体制となっています。

図表 参考2-1：女性相談支援員数の推移

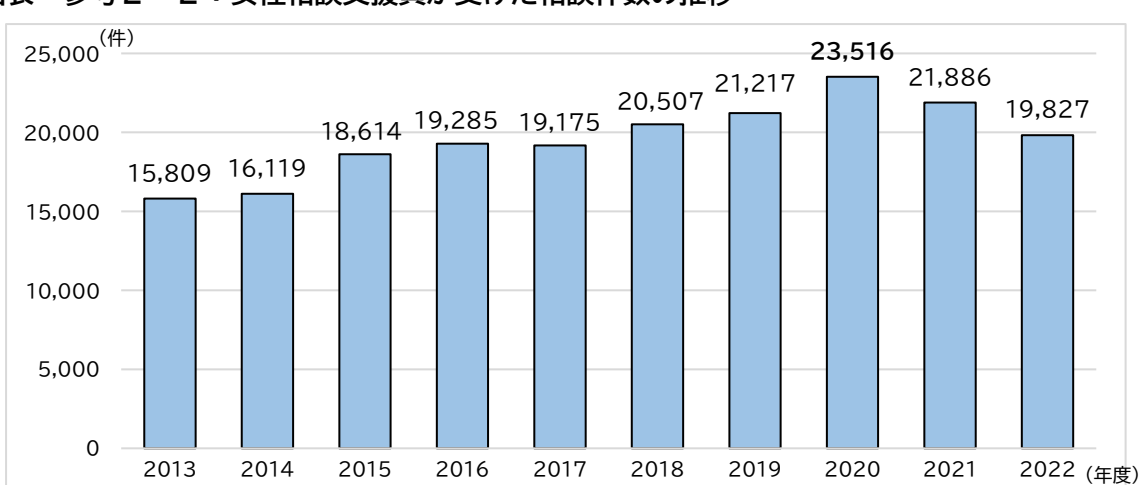


●出典：県共生推進本部室調べ

##### (イ) 女性相談支援員が受けた相談件数の推移

県内の女性相談支援員が受け付けた件数をみると、新型コロナウイルス感染症のまん延当初の2020(令和2)年度は、23,516件と一時的に増加しましたが、近年は20,000件前後で推移しています。

図表 参考2-2：女性相談支援員が受けた相談件数の推移

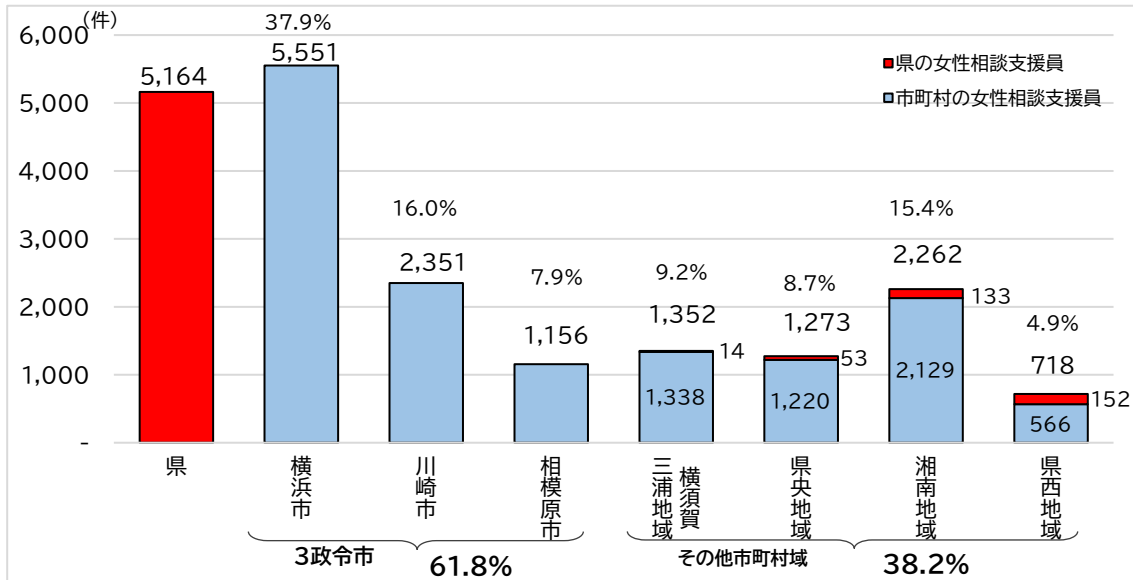


●出典：県共生推進本部室調べ

(ウ) 女性相談支援員が受けた地域別の相談件数

県内の女性相談支援員が受けた地域別の受付割合は、3政令市が61.8%、その他市町村域が38.2%(県受付数は除く)となっています。

図表 参考2—3：女性相談支援員が受けた相談件数の推移（2022年度）



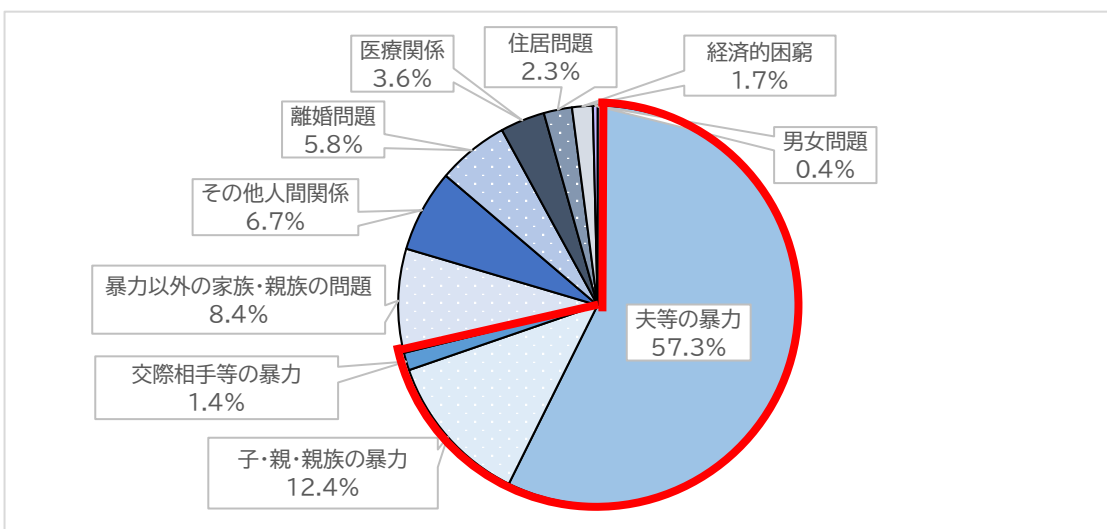
●出典：県共生推進本部室調べ

%は、地域別相談件数に対する相談割合

(エ) 女性相談支援員が受けた相談の内容

県内の女性相談支援員が受けた相談の主訴として最も多いのが「夫等の暴力」です。2022（令和4）年度では、「夫等の暴力」が半数以上を占め、「夫」「子・親・親族」「交際相手」等を合わせると、全体の約7割が暴力被害を主訴としています。

図表 参考2—4：女性相談支援員が受けた相談の内容（主訴）（2022年度）

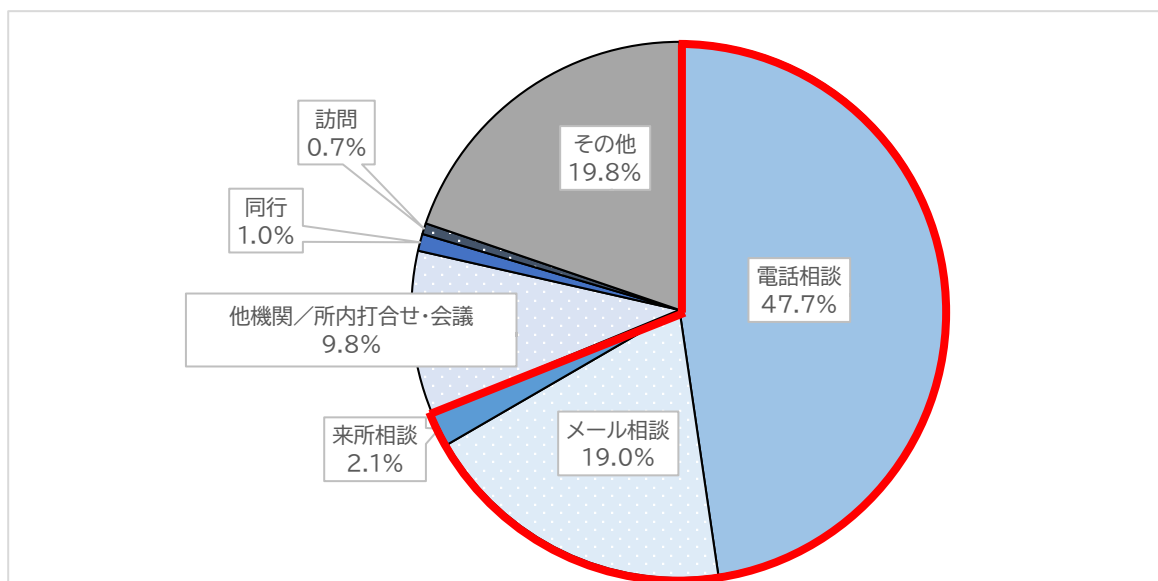


●出典：県共生推進本部室調べ

### イ かながわ女性の不安・困りごと相談室

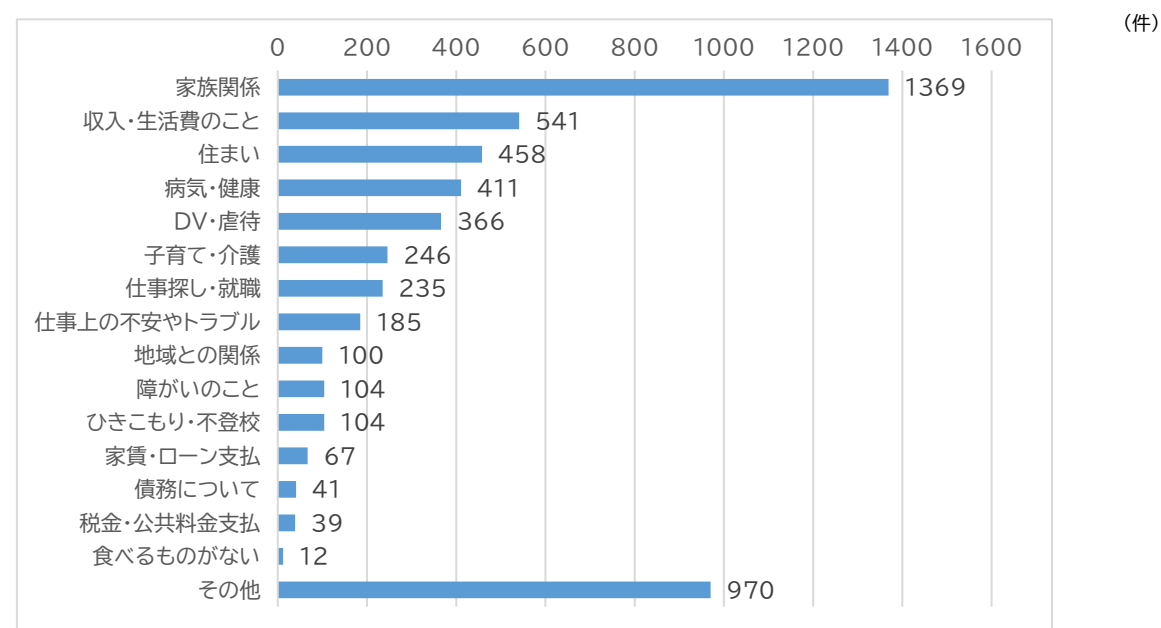
2021(令和3)年度から、コロナ禍において不安や多様な困難を抱える当事者に対し、社会との絆・つながりを回復することができるよう、相談から付き添いまで必要な支援につなげる支援体制「かながわ女性の不安・困りごと相談室」を開設しました。2022(令和4)年度は相談が3,221件、同行・他機関連携、訪問等を含め、年間で4,685件に対応しました。

図表 参考2-5：かながわ女性の不安・困りごと相談室 支援実施状況（2022年度）



●出典：県共生推進本部室調べ

図表 参考2-6：かながわ女性の不安・困りごと相談室 相談内容（複数回答）（2022年度）



●出典：県共生推進本部室調べ

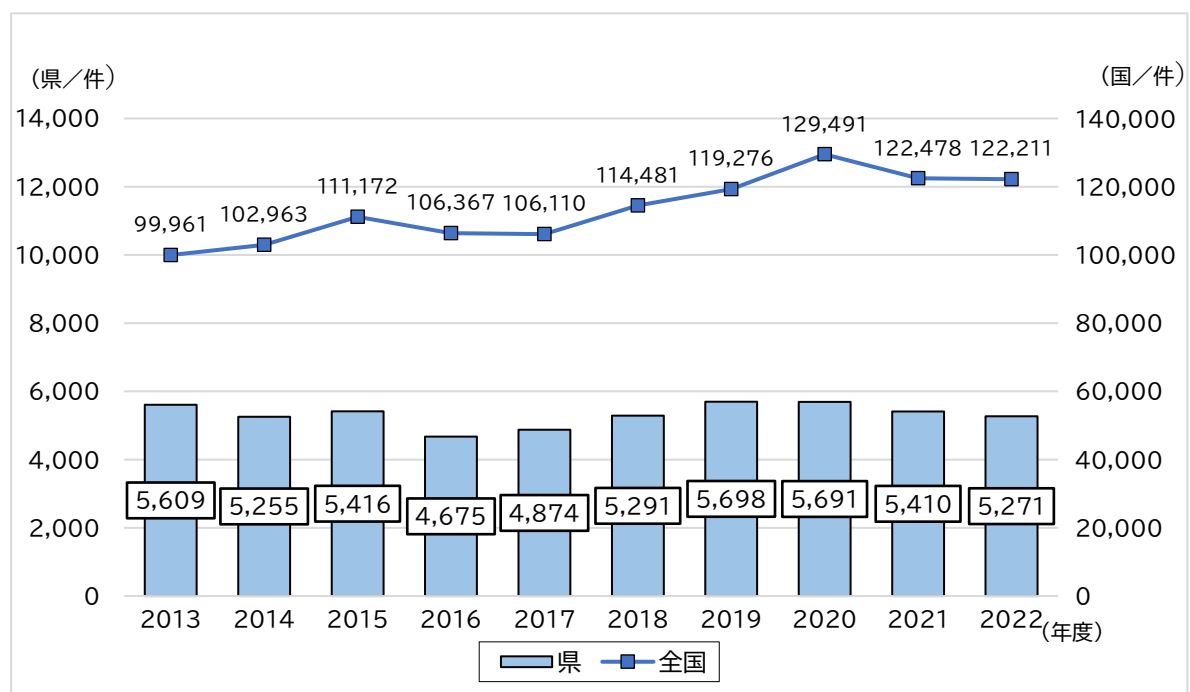
ウ 配偶者暴力相談支援センター

(ア) 県配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

県ではDV相談を県配偶者暴力相談支援センター<sup>28</sup>（かながわ男女共同参画センター）にて行っています。また、横浜市、川崎市、相模原市が、それぞれ配偶者暴力相談支援センターを設置し、市町村においてもDVに関する相談に対応しています。県及び市町村の相談窓口における初期対応と、警察の協力による休日夜間の緊急対応をあわせ、相談体制を整えています。

県配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、2022（令和4）年度までの10年間は年5,000件前後で推移しています。全国の相談件数は、新型コロナウイルス感染症まん延当初の2020（令和2）年度に129,491件と最多となり、近年は120,000件台で推移しています。

図表 参考2-7：県配偶者暴力相談支援センターの相談件数（神奈川・全国）



●出典：県共生推進本部室調べ

<sup>28</sup> 「配偶者暴力相談支援センター」

DV防止法に基づき、都道府県は、配偶者暴力相談支援センターを設置し、相談や相談機関の紹介、医学的又は心理学的指導、緊急時の安全確保及び一時保護、自立した生活を促進するための情報提供その他の援助、保護命令制度や被害者を居住させ保護する施設についての情報提供その他の援助を行う。また、市町村も配偶者暴力相談支援センターの設置に努める。

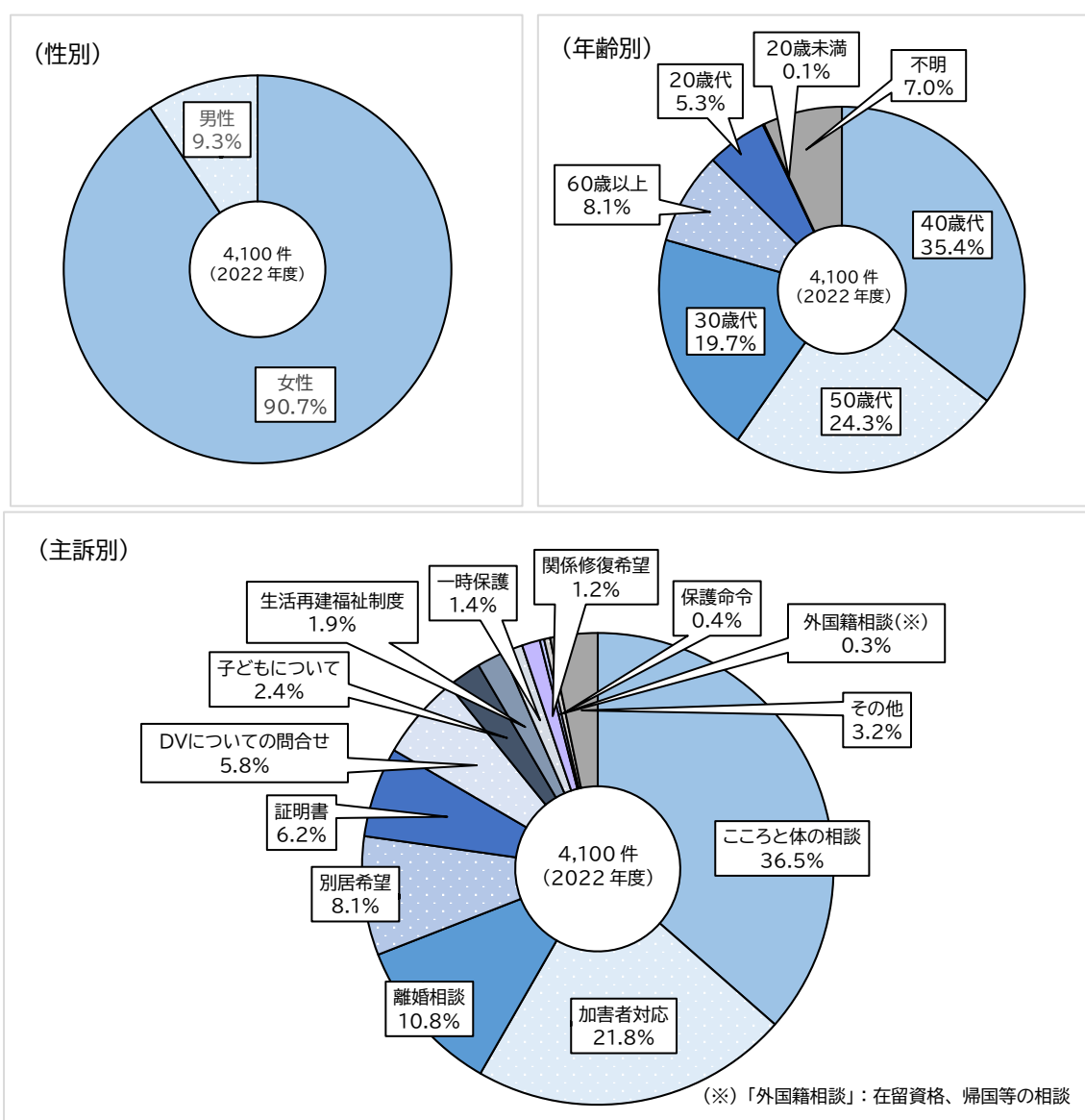
(イ) 県配偶者暴力相談支援センターにおける相談の内訳

a 性別・年齢別・主訴別

2022（令和4）年度、県配偶者暴力相談支援センターで受け付けたDV相談は、女性からの相談が9割を超えています。年齢別では、40歳代が最も多く、次いで50歳代、30歳代の順となっており、30歳代～50歳代の相談が約8割を占めています。

また、相談内容を主訴別にみると、「こころと体の相談」と「加害者対応」の2つで半数以上を占めており、加害者を生み出さないためのDV未然防止や加害行為の抑止に向けた取組みが必要です。

図表 参考2—8：県配偶者暴力相談支援センター相談内訳（性別・年齢別・主訴別）（被害者本人のみ）（神奈川）

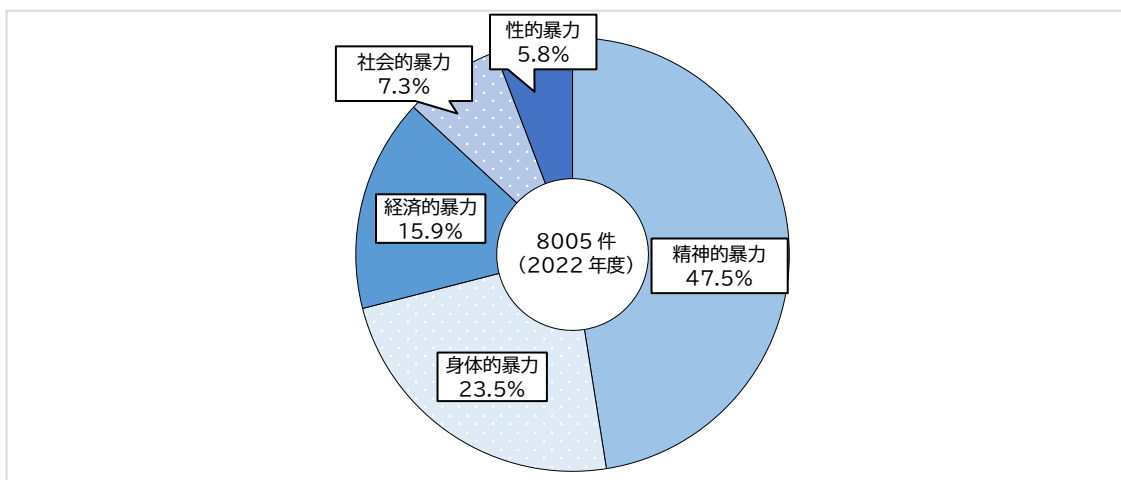


●出典：県共生推進本部室調べ

b 暴力の種類別

県配偶者暴力相談支援センターに寄せられる相談を、暴力の種類別に見てみると、「暴言を吐く」など、言葉などによる「精神的暴力」が最も多く約半数を占め、次いで「殴る、蹴る」などの「身体的暴力」、「生活費を渡さない」などの「経済的暴力」、「メールを見たり、電話をかけさせないなど交友関係を厳しく監視する」などの「社会的暴力」、「性行為を強要する」などの「性的暴力」の順に多くなっています。これらの暴力は単独で起きることもありますが、多くは何種類かの暴力が重なって起こっています。また、ある行為が複数の種類に該当する場合があります。

図表 参考2—9：県配偶者暴力相談支援センター相談内訳（暴力の種類別）（被害者本人のみ・重複あり）（神奈川）

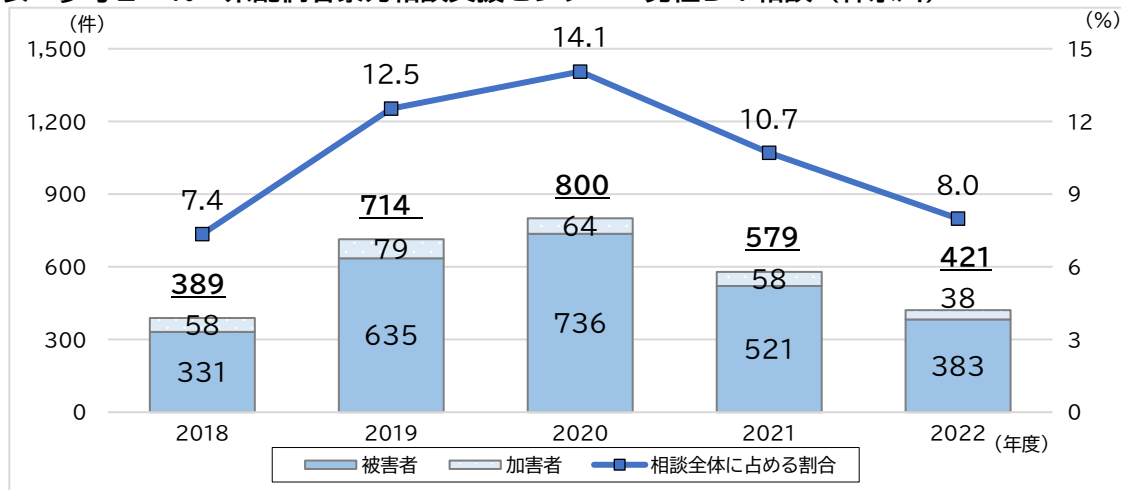


●出典：県共生推進本部室調べ

c 男性DV相談、交際相手からの暴力（デートDV）相談

県配偶者暴力相談支援センターでは、女性からの相談だけでなく、男性被害者相談及びDVに悩む男性相談を実施しています。2020（令和2）年度は男性DV相談が800件となり、相談全体に占める割合は14.1%となりました。

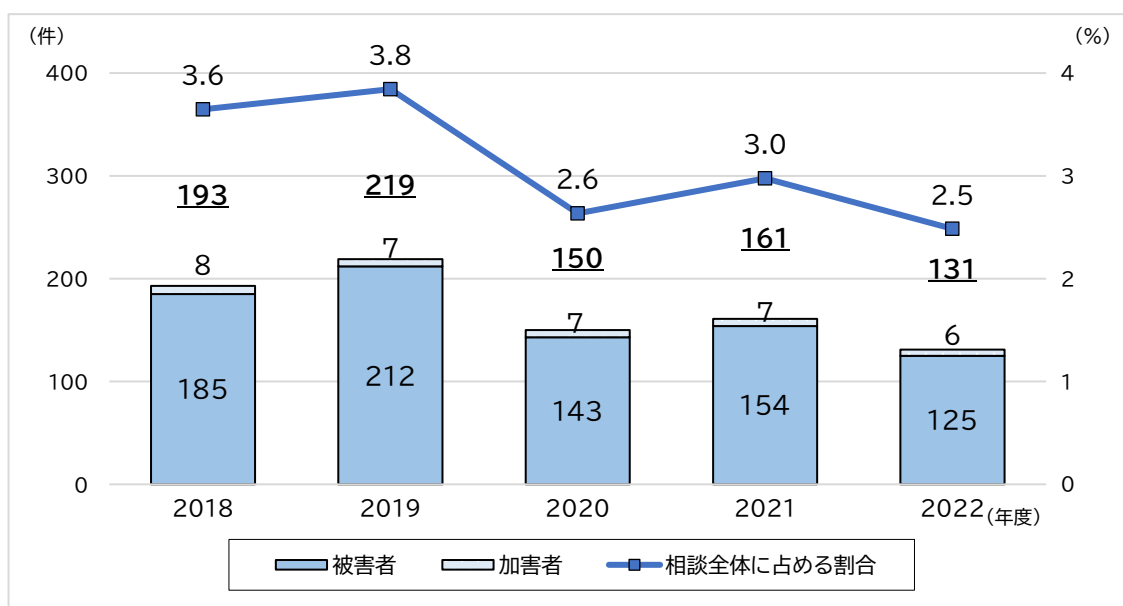
図表 参考2—10：県配偶者暴力相談支援センター 男性DV相談（神奈川）



●出典：県共生推進本部室調べ

県及び市の配偶者暴力相談支援センターでは、デートDVの相談に応じています。殴る、蹴るなどの「身体的暴力」のほか、異性と会ったり会話をするを禁じたり、電話やメールのチェックや、交友関係を監視する「社会的暴力」など、相手の気持ちを考えずに支配したり、束縛したりすることも、デートDVに含まれます。親密な男女間における暴力は、配偶者間だけでなく、恋愛関係にある者の間でも同じように発生しており、交際期間中から暴力があったとする被害者も少なくありません。

図表 参考2—11: 県配偶者暴力相談支援センター 交際相手からの暴力(デートDV)相談(神奈川県)



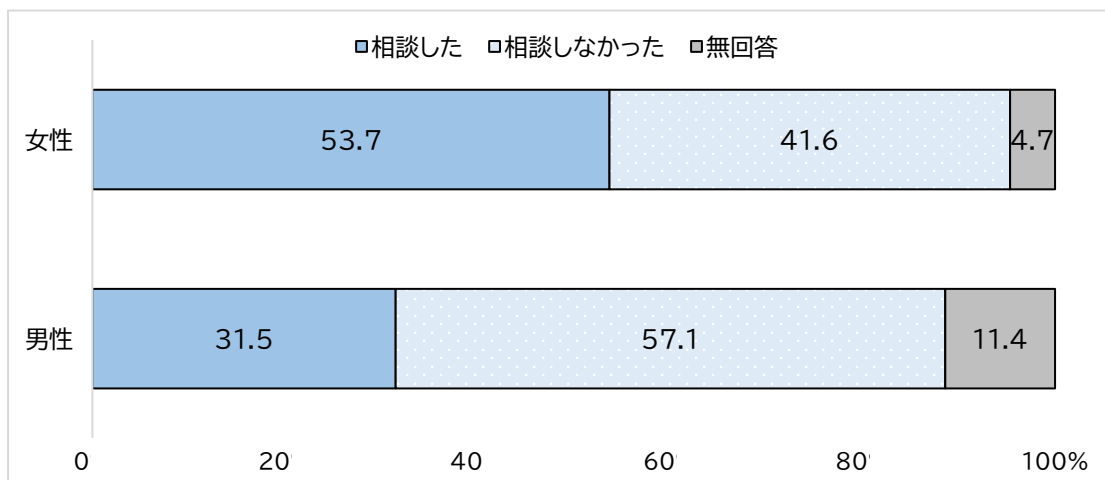
●出典：県共生推進本部室調べ

国の調査によると、配偶者や交際相手から暴力を受けた時に被害を相談した人の割合は、女性より男性の方が低くなっています。引き続き、男性が相談しやすい環境づくりや意識啓発が必要です。

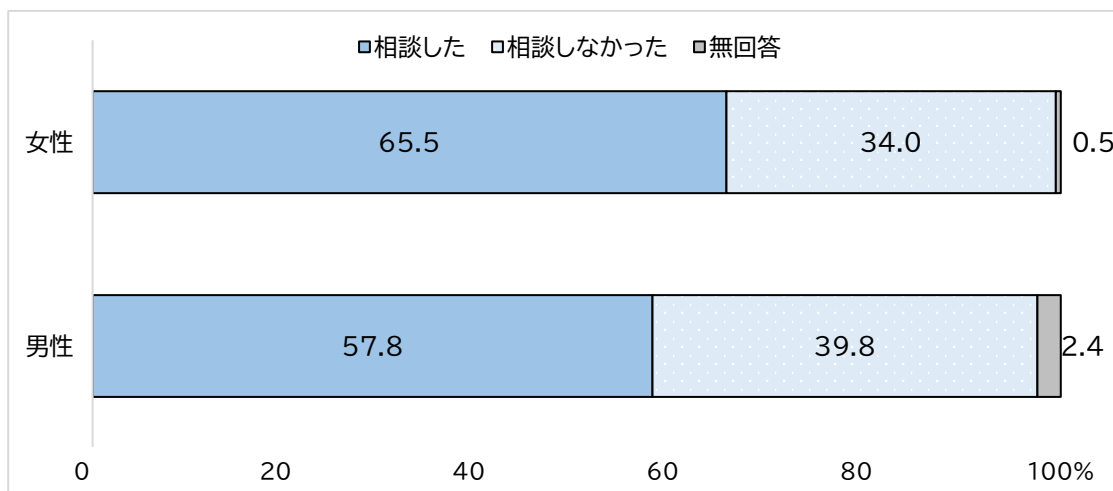


図表 参考2—12：暴力の相談経験の男女差（全国）

（配偶者からの暴力の相談）



（交際相手からの暴力の相談）



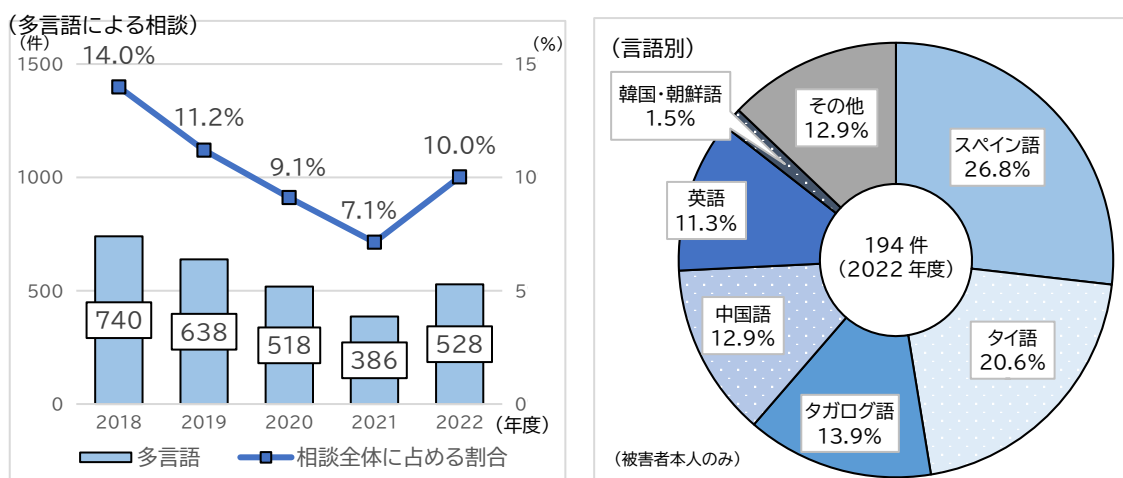
●出典：2020年「男女間における暴力に関する調査」（内閣府）

d 外国人等被害者の状況に応じた相談

県配偶者暴力相談支援センターでは、2006（平成18）年度から、母国語が日本語以外の当事者のために多言語による相談<sup>29</sup>を実施しています。2022（令和4）年度相談の言語別内訳は、スペイン語 26.8%、タイ語 20.6%、タガログ語 13.9%の順で多くなっています。

外国人の当事者が、言葉や文化などの違いにより、相談がしにくい状況におかれることがないように、窓口の周知等について配慮し、様々な課題を抱えている当事者が相談しやすい環境を整える必要があります。

図表 参考2—13：県配偶者暴力相談支援センター 多言語による相談（神奈川）



●出典：県共生推進本部室調べ

<sup>29</sup> 「多言語による相談」

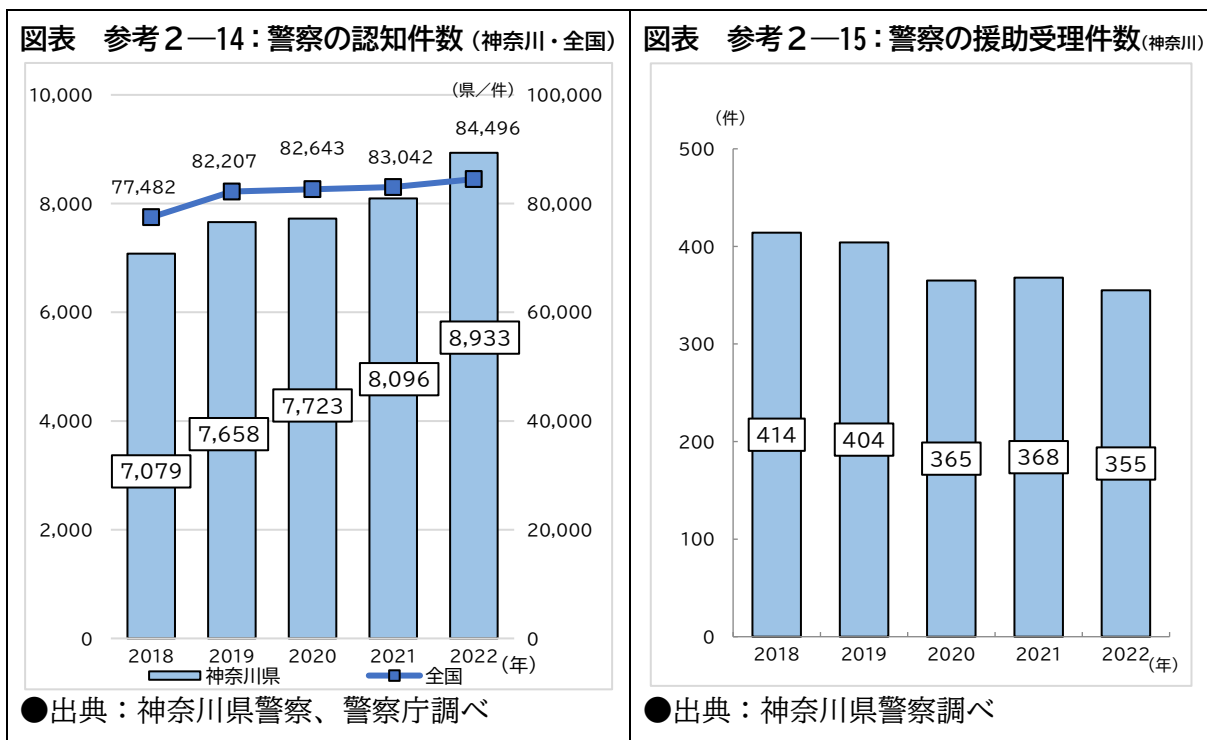
2020（令和2）年度までは、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語の7か国語による相談件数。

2021（令和3）年度からは、ベトナム語を加えた8か国語による相談件数。

## 工 警察

警察では、DV防止法に基づき、当事者からの相談を受けるとともに、暴力の制止や当事者の保護、被害発生防止のために必要な措置・援助を実施しています。全国及び県警のDV認知件数<sup>30</sup>は近年でも増加傾向です。これは、DVに対する認識が深まったことに加えて、当事者が単に相談窓口相談するだけでなく、警察に被害を訴えるケースが増加していると考えられ、また、加害者への対応のニーズも高いと考えられます。

一方で、県警における認知件数のうち、申出により「住所又は居所を知られないようにするための措置」などの援助<sup>31</sup>件数は、2018（平成30）年と比較して減少傾向です。県や市町村、福祉事務所など、様々な関係機関の窓口利用が進んでいるとも考えられます。



### <sup>30</sup> 「警察の認知件数」

配偶者からの「身体に対する暴力」又は「生命等に対する脅迫」を受けた被害者からの相談等（相談、援助申出、保護要求、被害届・告訴状の提出、通報等）をいう。

### <sup>31</sup> 「警察の援助」

DV防止法第8条の2において、警察本部長等は、身体に対する暴力を受けた被害者から「配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい」旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、被害の発生を防止するために必要な下記①～④の援助のうち適当なものを選択することにより行うこととされている。

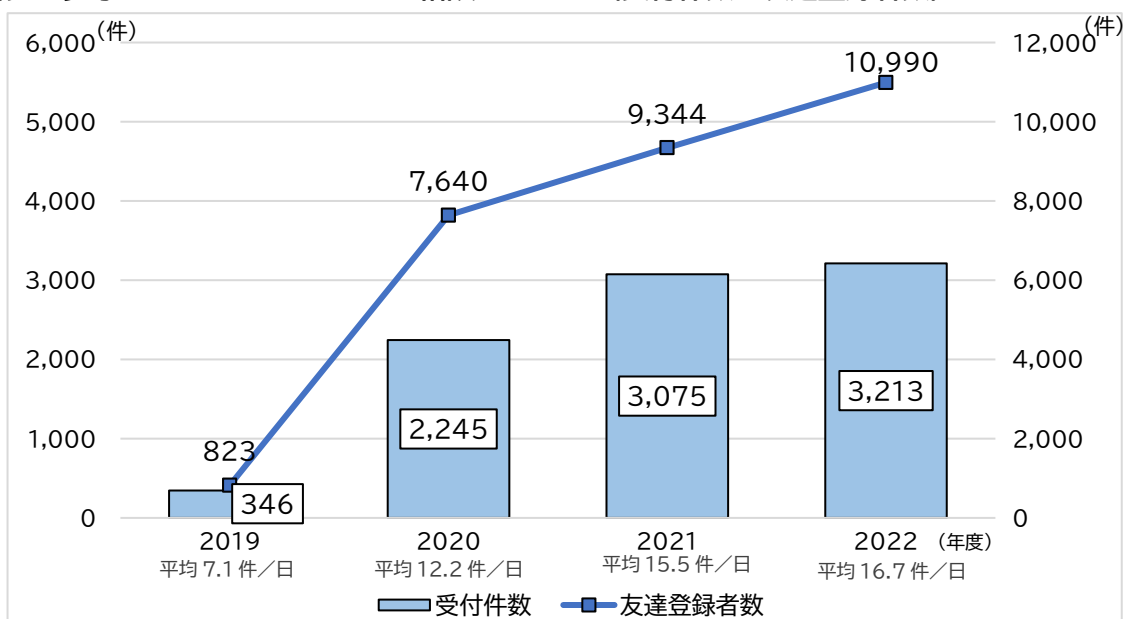
- ① 被害を自ら防止するための措置の教示
- ② 住所又は居所を知られないようにすること
- ③ 被害防止交渉を円滑に行うための助言、加害者に対する必要な事項の連絡、交渉場所としての警察施設の利用
- ④ その他被害を自ら防止するために適当と認める援助

### オ SNSを活用した相談（かながわDV相談LINE）

2019（令和元）年10月から、DV、デートDVに悩む女性のためのLINE相談窓口を開設しました。殴る・蹴る、暴言を吐く、生活費を渡さない、交友関係を監視するなど、様々な暴力に関する悩みや、小さな悩みでも相談を受けております。当事者の体や命に危険があると判断した時など、緊急の場合は、警察、関係機関などに連絡して、当事者の安全を確保する場合があります。

事業開始後は、相談数・友達登録者数ともに右肩上がりです。

図表 参考2-16： かながわDV相談LINE（受付件数・友達登録者数）



●出典：県共生推進本部室調べ

(2) 一時保護の状況

ア 一時保護入所者数

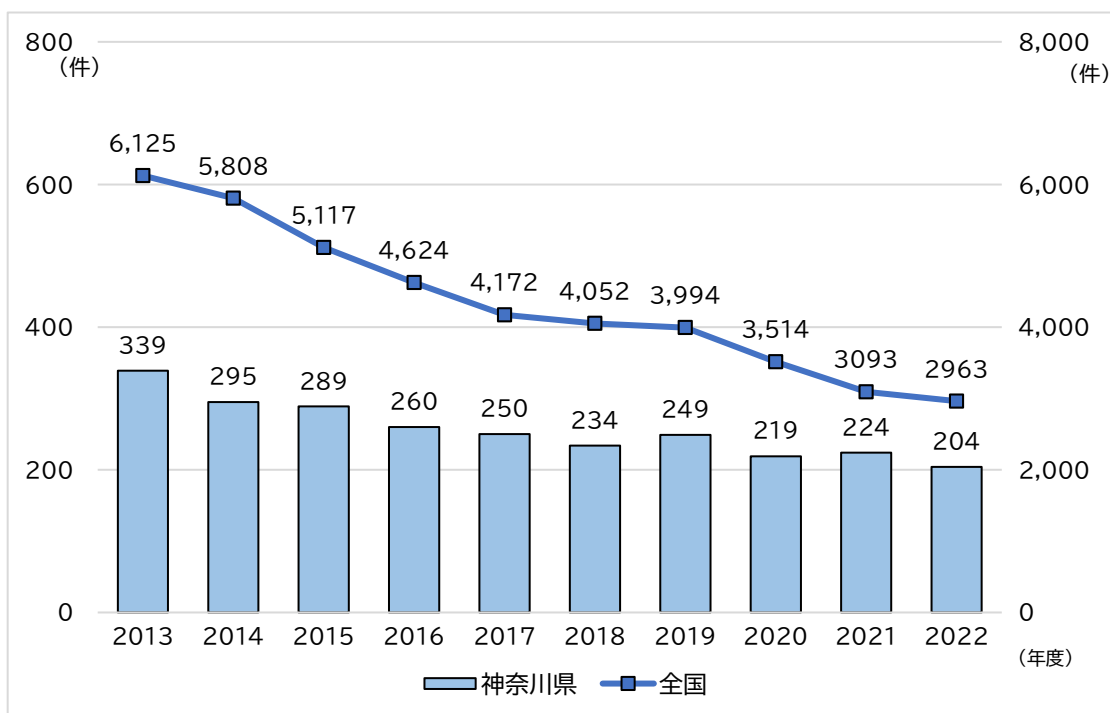
県の一時的保護入所者数は、近年は 200 件台で推移しています。全国の一時的保護者数は、10 年間近くでほぼ半数となっています。

県では、加害者によるさらなる暴力や追及の可能性が高い場合、DV防止法に基づく被害者の一時保護も行っています。当事者の生命を守り、安全を確保することは、何よりも優先すべきことです。市町村・福祉事務所も当事者の相談の初期段階から関わり、警察とも連携・協力しながら、一時保護に対応しています。また、民間団体等に委託した一時保護も実施しています。

神奈川県の一時的保護件数は、減少傾向にあります。原因としては、早い段階で様々な相談窓口につながり、自立や避難の方法等の問題解決に結びついたことで、一時保護に至らずに済んでいる場合があると考えられます。また当事者の安全を最優先するために必要な、情報機器の利用制限や外出の制限などの保護に際してのルールを当事者が望まないため、一時保護施設の利用を躊躇する場合もあるとみられています。このような課題に対して、県として対応を考えていくことが求められています。

さらに、母国語による支援が必要なことが多い外国人をはじめ、障がい者や高齢者、性的マイノリティなど、様々な立場や状況におかれている当事者の意思を十分に理解し、必要な配慮を行いつつ、当事者が安心して生活できる環境や、一人ひとりの心身の状況に応じたケアやサポートをすることが求められています。

図表 参考2—17：一時保護件数の推移（DV以外も含む）

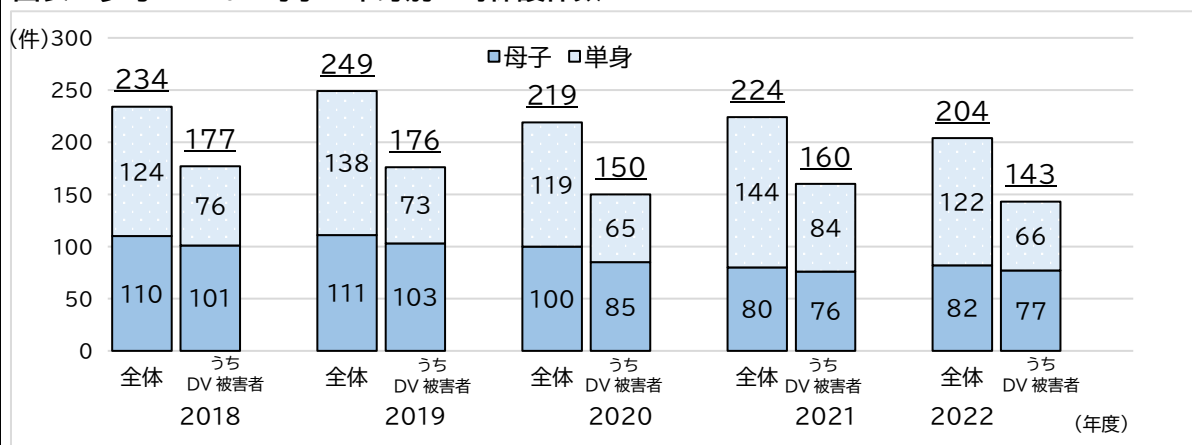


●出典：県共生推進本部室調べ

### イ 一時保護所における単身・母子の取扱い件数

一時保護となった女性のうち、約4割程度が母子で、約6割程度が単身となっています。そのうち、DV被害者については、母子の割合が半数以上を占める年が多くなっています。入所者である女性への支援はもちろんのこと、母子としての支援が必要です。

図表 参考2—18：母子・単身別一時保護件数



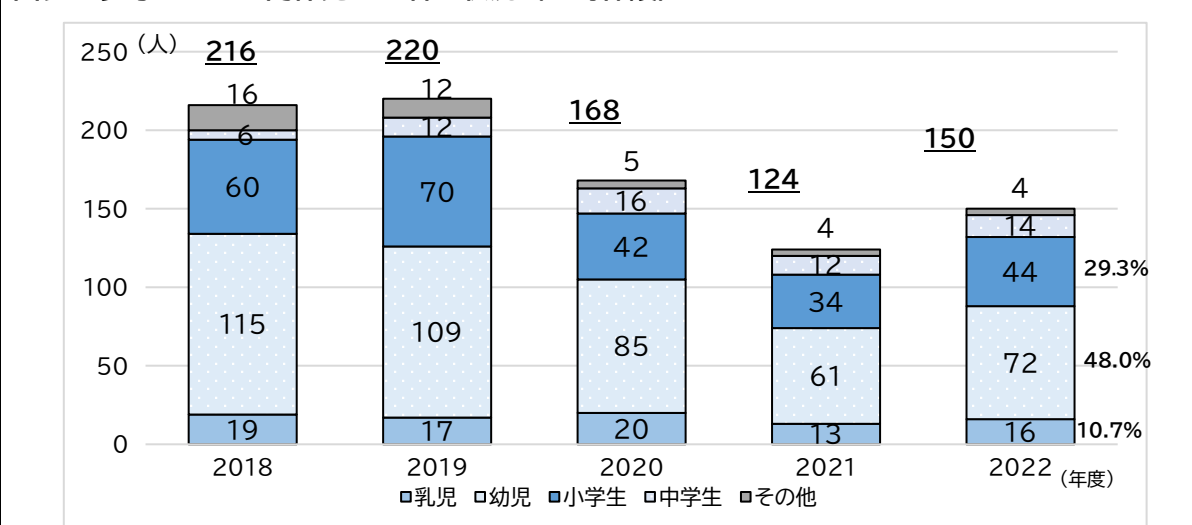
●出典：県共生推進本部室調べ

### ウ 一時保護所における同伴児童・者の状況

同伴児童・者で最も多いのが、「幼児」です。2022（令和4）年度では、「幼児」がほぼ半数であり、「乳児」、「幼児」、「小学生」を合わせると全体の9割が小学生以下の同伴児童となっています。

入所の際、児童をはじめとする同伴家族がいる場合が多いことから、同伴家族の生活にも配慮した支援が必要です。

図表 参考2—19：同伴児童・者の状況（一時保護）

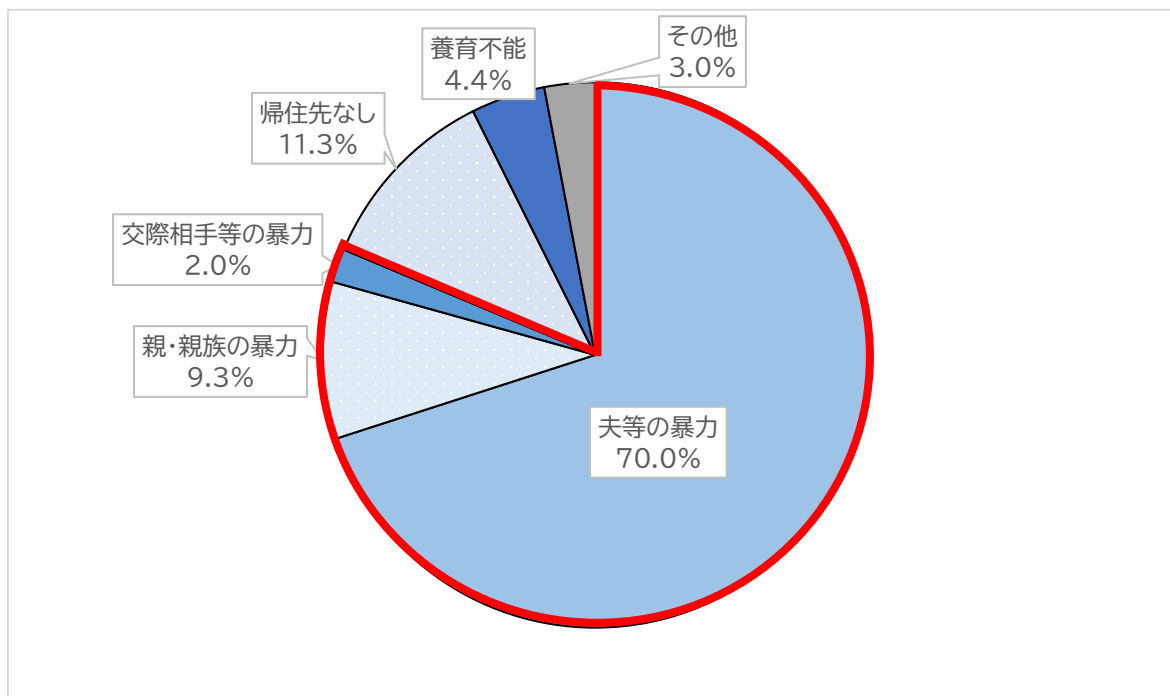


●出典：県共生推進本部室調べ

工 一時保護所における入所理由

一時保護所への入所理由で最も多いのが「夫等の暴力」です。2022(令和4)年度では、「夫等の暴力」が7割を占め、「夫」「親・親族」「交際相手等」を合わせると、全体の8割が暴力被害を理由としています。

図表 参考2—20：主な入所理由（一時保護）（2022年度）

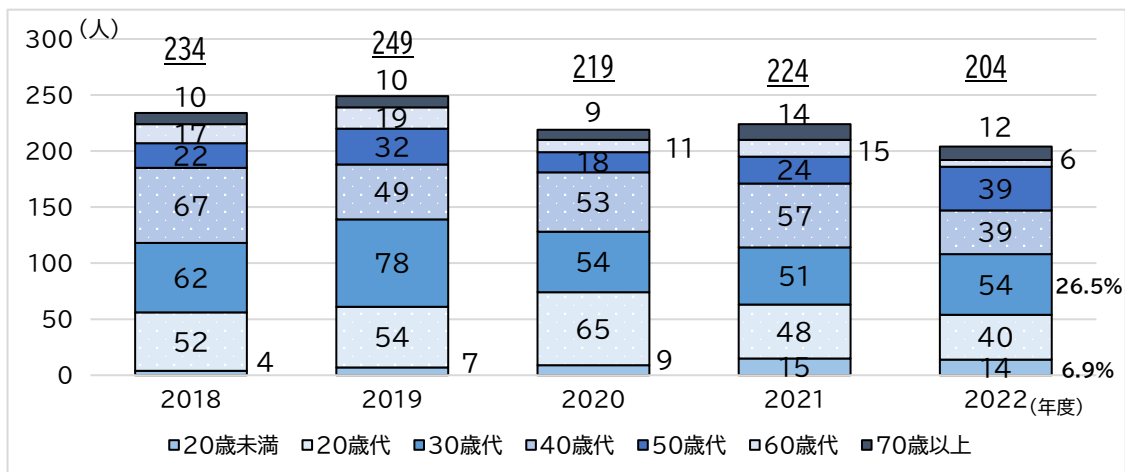


●出典：県共生推進本部室調べ

### オ 一時保護所入所者の年齢

入所者を年齢別にみると、2022(令和4)年度では、30代の入所者の割合が高くなっています。2018(平成30)年度から傾向をみると、20歳未満の人数が増加傾向にあります。

図表 参考2-21：年齢別（一時保護）



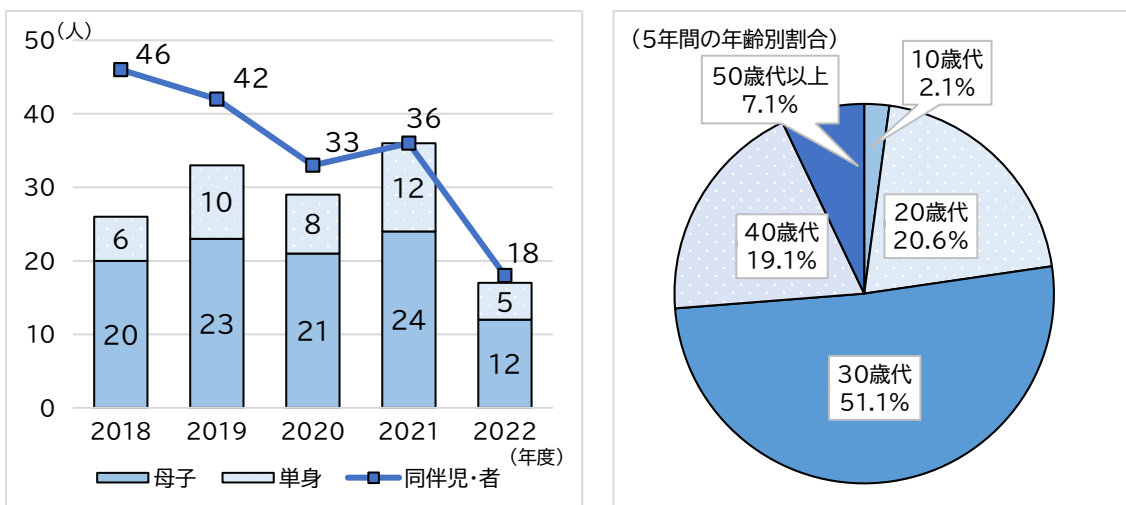
●出典：県共生推進本部室調べ

### カ 一時保護所における外国人女性の状況

入所者のうち、概ね1割前後が外国人女性となっています。その特徴として、母子で入所するケースが多い傾向にあります。また、一時保護となる理由のほとんどが「夫等の暴力」となっています。

5年間の平均を年齢別にみると、30歳代がほぼ半数で、20歳代、40歳代はそれぞれ約2割となっています。

図表 参考2-22：外国人女性の状況（一時保護）



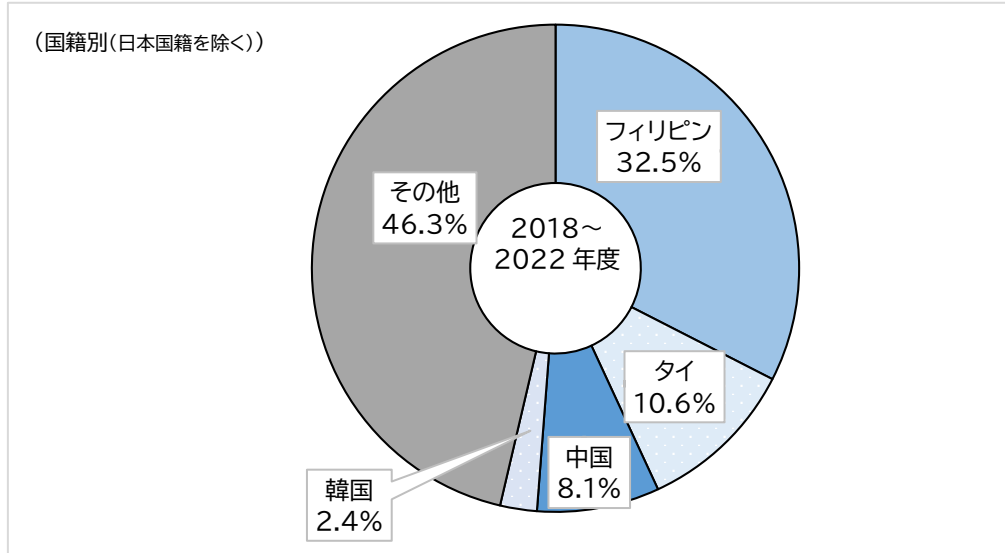
●出典：県共生推進本部室調べ



参考2 支援の状況

一時保護件数を国籍別にみると、2022（令和4）年度までの5年間の合計ではフィリピン国籍が約3割を占めています。

図表 参考2—23：一時保護内訳（国籍別）

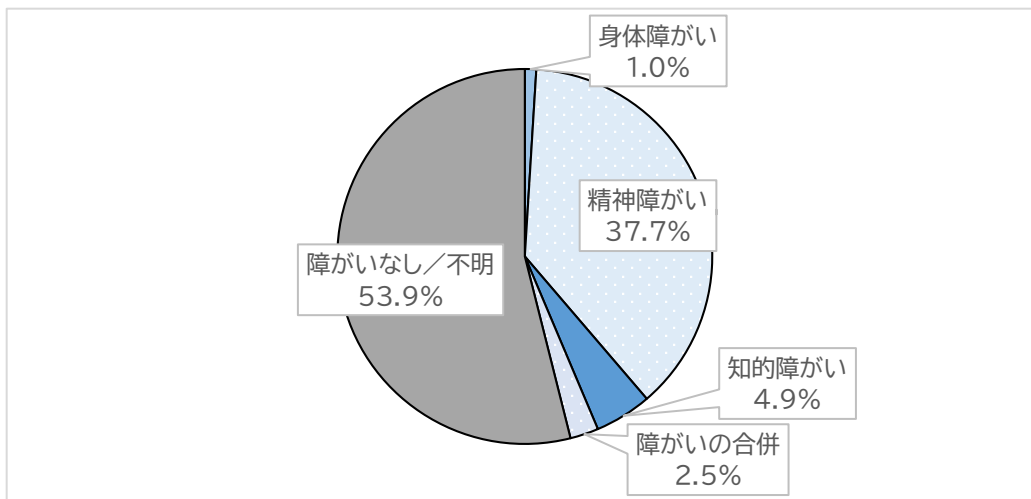


●出典：県共生推進本部室調べ

キ 一時保護所における障がいの状況

2022（令和4）年度の入所者の障がいの状況をみると、入所者の約半数が何らかの障がいがある状況となっており、その多くは精神障がいとなっています。

図表 参考2—24：障がいの状況（一時保護）（2022年度）【図表1—20の再掲】



※身体障がいについては、身体障害者手帳所持者の数

※知的障がいについては、療育手帳所持者の他、女性相談支援センターが行った医学的判定・心理学判定に基づいた数

※精神障がいについては、手帳所持の者のほか、診断名がない場合でも、精神科等への受診、入院、通院、精神科薬の服薬経過がある者も含んだ数

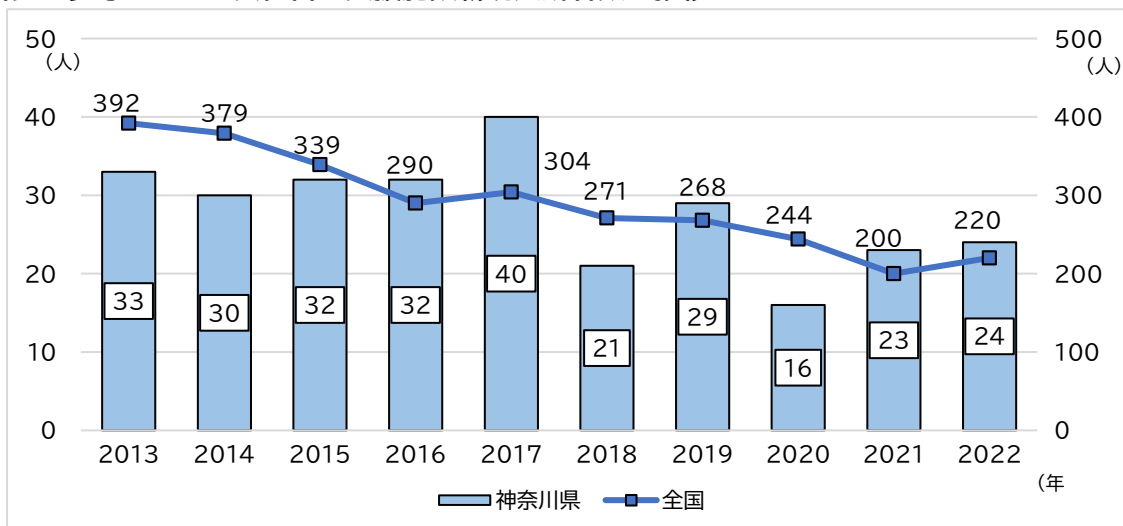
●出典：県共生推進本部室調べ

### (3) 自立支援の状況

#### ア 女性自立支援施設における新規入所者数

県の女性自立支援施設への入所者数は、2017（平成29）年度の40件をピークに全体的に減少傾向ですが、近年は20件前後となっています。

図表 参考2-25：女性自立支援施設新規入所者数の推移

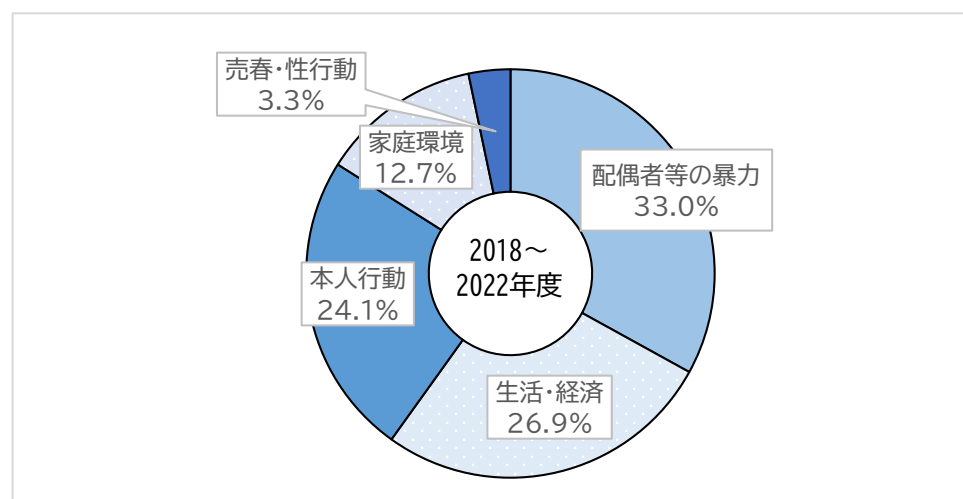


●出典：県共生推進本部室調べ、厚生労働省調べ

#### イ 女性自立支援施設における入所理由

女性自立支援施設への入所理由として多いのが、暴力を背景とする「配偶者等の暴力」「家庭環境」や、生活困窮・住宅問題などの「生活・経済」関係となっています。

図表 参考2-26：入所理由（女性自立支援施設）



生活・経済：生活困窮、住宅問題

本人行動：男女問題、その他の人間関係、借金、病気、精神的な問題

家庭環境：家族間の暴力、家族間の性的トラブル

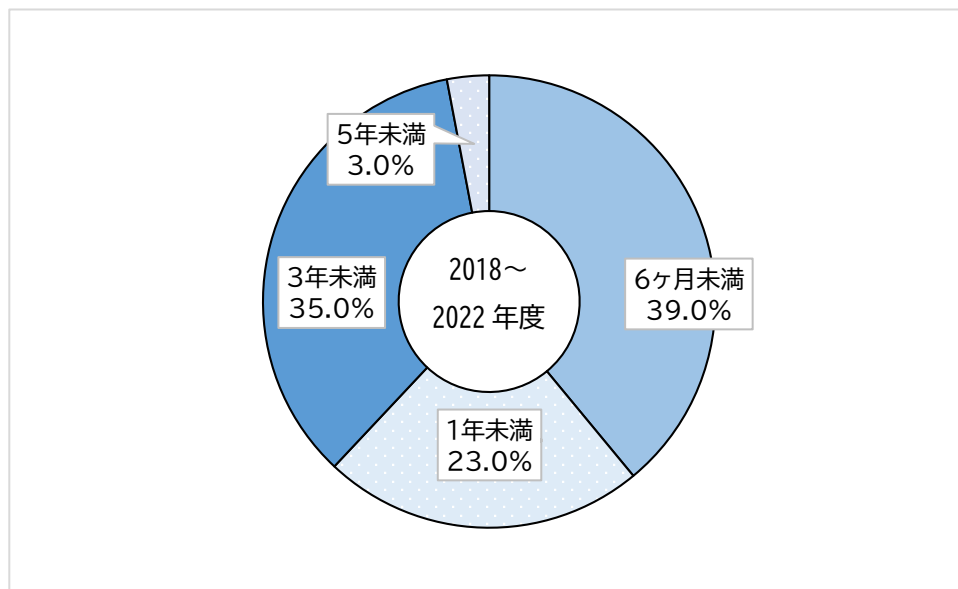
性行動：妊娠、出産婦、不純異性交遊

●出典：県共生推進本部室調べ

ウ 女性自立支援施設における入所期間

女性自立支援施設への入所期間をみると、約4割程度が6か月未満で退所していますが、3年未満の比較的長期にわたり利用者している入所者も同程度います。

図表 参考2—27：入所期間（女性自立支援施設）

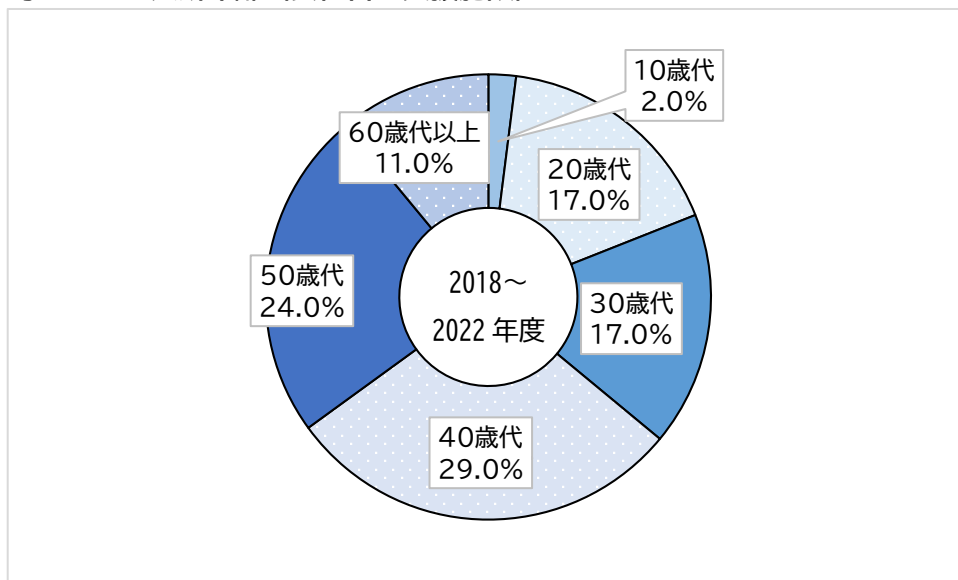


●出典：県共生推進本部室調べ

エ 女性自立支援施設における入所者年齢別

女性自立支援施設への入所者を年齢別にみると、40歳代、50歳代で全体の半数以上となっています。

図表 参考2—28：入所年齢（女性自立支援施設）



●出典：県共生推進本部室調べ

#### (4) DV防止法に基づく支援状況

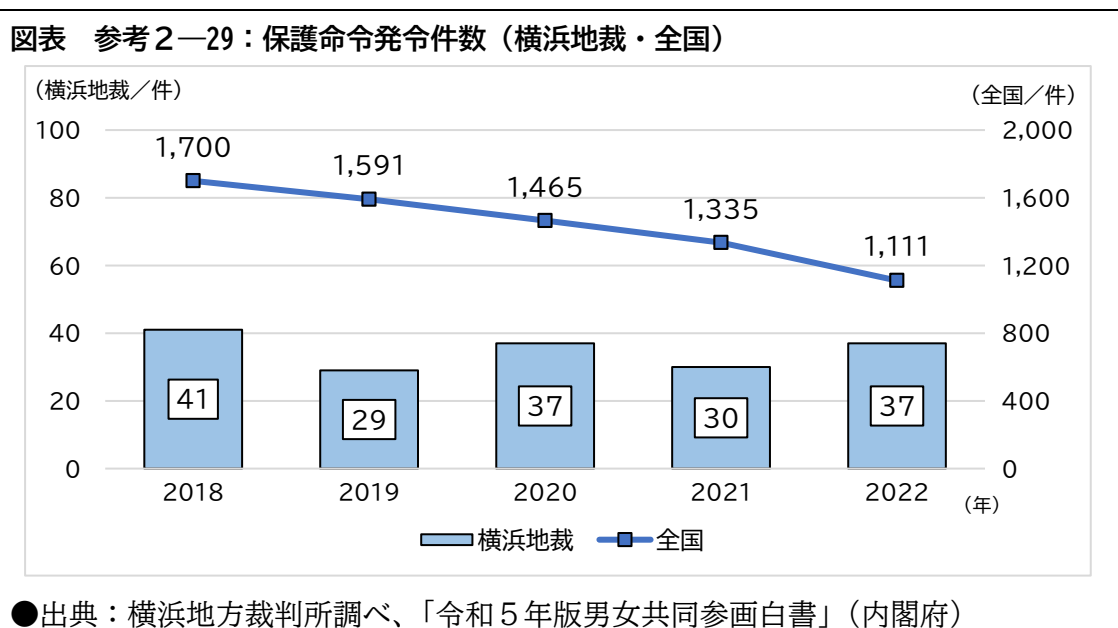
##### ア 保護命令<sup>32</sup>制度

2022（令和4）年、当事者の申立てに基づき裁判所が加害者に接近等を禁止する命令を出す保護命令の認容件数は、全国では1,111件で減少傾向にあります。また、横浜地方裁判所管内における保護命令発令件数は37件で、近年は30件前後で推移しています。

また、身体に対する暴力などを受けた被害者のみを対象としている保護命令の強化や生活再建支援等の必要性が指摘されていました。

これを受け、2024（令和6）年4月1日に施行される改正DV防止法では、保護命令の拡充として、

- ・接近禁止命令等について、自由・名誉・財産への脅迫を受けた被害者による申立てを可能とし、精神への重大な危害のおそれがある場合にも拡大
- ・命令期間の伸長、電話等禁止命令等における禁止行為の拡大、子への電話等禁止命令の創設、退去等命令の期間の特例の新設、保護命令違反に関する罰則の加重を行うこととしました。



#### <sup>32</sup> 「保護命令の種類」※2024（令和6）年度より

- (1) 被害者への接近禁止命令：被害者の身辺につきまったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令（期間は1年間）。  
以下の4つの命令は、被害者への接近禁止命令の要件を満たすことを要件としており、命令期間は、被害者への接近禁止命令が発令されている間に限られます。
  - ・被害者への電話等禁止命令（期間は1年間）
  - ・被害者の子への接近禁止命令（期間は1年間）
  - ・被害者の子への電話等禁止命令（期間は1年間）
  - ・被害者の親族等への接近禁止命令（期間は1年間）
- (2) 退去等命令：被害者と共に住む住居から退去することを命じ、当該住居の付近をはいかいすることを禁止する命令（期間は2か月間、※住居の所有者又は賃借人が被害者のみの場合は、申立てにより、6か月間）。

### イ 証明書の発行

配偶者暴力相談支援センターでは、社会保険に関する相談があった場合など、当事者が自立して生活することを促進するため、証明書等の発行事務を行っています。

### ウ 早期発見のための通報制度

当事者の保護を図るための情報を広く社会から求めるため、DV防止法は、配偶者から暴力を受けている人を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならないと規定しています。また、医師その他の医療関係者が、業務上、配偶者からの暴力によるケガなどを発見したときは、当事者本人の意思を尊重するよう努めた上で、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができるかと規定しています。これらの通報制度は、守秘義務に関する法律の規定により妨げられることはありません。特に医療機関は、日々の業務の中で当事者を発見しやすいことから、早期発見の役割が期待されています。

DV防止法は、医療関係者は当事者に対して、配偶者暴力相談支援センター等についての情報提供をするよう努めなければならないとも定めており、県と医療機関が連携して当事者を早期に発見することが大きな役割を果たします。このため、県では、DV相談窓口や通報制度の流れ、二次被害の防止や危険度の把握などについて、医療関係者等に理解を深めてもらうため、相談窓口等の情報提供を進めています。

### 3 当事者調査による困難な問題を抱える女性の状況（クロス集計データ）

図表参考3-1【属性別】：経済的困窮感【現在の経済的な暮らし向き】

		調査数 (n)	たいへんゆとりがある	ややゆとりがある	普通	やや苦しい	たいへん苦しい	ゆとりがある (計)	苦しい (計)
全体		1,050	1.0	9.5	34.6	36.2	18.7	10.5	54.9
年齢	20歳代以下	135	0.0	12.6	32.6	36.3	18.5	12.6	54.8
	30歳代	215	0.5	7.4	32.1	40.9	19.1	7.9	60.0
	40歳代	171	1.2	8.8	27.5	37.4	25.1	10.0	62.5
	50歳代	179	0.0	7.8	29.6	40.8	21.8	7.8	62.6
	60歳代	269	2.2	10.4	40.9	31.2	15.2	12.6	46.4
	70歳代以上	81	2.5	12.3	49.4	27.2	8.6	14.8	35.8
婚姻状況	既婚（事実婚含む）	512	1.4	11.3	40.4	33.4	13.5	12.7	46.9
	離別	131	0.8	3.8	35.9	35.9	23.7	4.6	59.6
	死別	40	5.0	12.5	30.0	42.5	10.0	17.5	52.5
	未婚	367	0.3	8.7	26.4	39.5	25.1	9.0	64.6
家族構成	一人暮らし	224	0.9	5.4	31.7	38.8	23.2	6.3	62.0
	夫婦のみ	266	1.5	12.0	43.6	31.2	11.7	13.5	42.9
	二世帯世帯（親と同居）	129	0.8	7.8	23.3	49.6	18.6	8.6	68.2
	二世帯世帯（子と同居）	283	1.1	9.2	33.6	36.7	19.4	10.3	56.1
	その他の世帯	148	0.7	13.5	34.5	28.4	23.0	14.2	51.4
子育て世帯	子育て世帯（全体）	158	0.6	9.5	29.7	41.1	19.0	10.1	60.1
	うち、母子世帯	24	0.0	4.2	25.0	37.5	33.3	4.2	70.8
職業	正規の職員・従業員	200	0.5	10.0	39.0	38.0	12.5	10.5	50.5
	非正規の職員・従業員	335	0.0	8.4	28.1	41.2	22.4	8.4	63.6
	会社経営者・役員	3	0.0	0.0	33.3	66.7	0.0	0.0	66.7
	自営業主	48	0.0	14.6	29.2	37.5	18.8	14.6	56.3
	家族従業者・内職	23	4.3	21.7	26.1	26.1	21.7	26.0	47.8
	学生	19	0.0	26.3	52.6	5.3	15.8	26.3	21.1
	無職・家事専業（求職中）	98	0.0	3.1	30.6	37.8	28.6	3.1	66.4
	無職・家事専業（求職無）	311	2.9	10.3	40.8	30.5	15.4	13.2	45.9
その他	13	0.0	0.0	23.1	53.8	23.1	0.0	76.9	
世帯年収（全体）	100万円未満	77	5.2	3.9	13.0	39.0	39.0	9.1	78.0
	100～199万円	95	0.0	1.1	20.0	49.5	29.5	1.1	79.0
	200～299万円	113	0.0	1.8	31.0	38.1	29.2	1.8	67.3
	300～399万円	128	0.0	7.8	27.3	42.2	22.7	7.8	64.9
	400～499万円	79	1.3	7.6	36.7	41.8	12.7	8.9	54.5
	500～699万円	143	1.4	7.7	44.8	37.1	9.1	9.1	46.2
	700～999万円	126	0.8	16.7	45.2	28.6	8.7	17.5	37.3
	1,000～1,499万円	52	1.9	34.6	42.3	21.2	0.0	36.5	21.2
	1,500万円以上	18	11.1	50.0	27.8	5.6	5.6	61.1	11.2
わからない	219	0.0	8.7	39.7	32.9	18.7	8.7	51.6	
抱える困難数	1種類のみ	164	1.8	13.4	43.9	26.2	14.6	15.2	40.8
	2～3種類	448	0.9	9.6	35.9	38.4	15.2	10.5	53.6
	4種類以上	438	0.9	8.0	29.7	37.7	23.7	8.9	61.4

●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

参考3 当事者調査による困難な問題を抱える女性の状況（クロス集計データ）

図表参考3-2【属性別】：主観的健康感【現在の心身の健康状態】

		調査数 (n)	よい	まあよい	普通	あまりよくない	よくない	よい (計)	よくない (計)
全体		1,050	2.6	11.3	29.7	42.4	14.0	13.9	56.4
年齢	20歳代以下	135	5.2	14.1	30.4	35.6	14.8	19.3	50.4
	30歳代	215	1.9	16.7	25.1	39.1	17.2	18.6	56.3
	40歳代	171	1.2	6.4	32.7	40.9	18.7	7.6	59.6
	50歳代	179	1.1	3.9	36.3	41.3	17.3	5.0	58.6
	60歳代	269	3.3	11.2	28.3	49.1	8.2	14.5	57.3
	70歳代以上	81	3.7	19.8	24.7	45.7	6.2	23.5	51.9
婚姻状況	既婚（事実婚含む）	512	3.1	10.7	34.4	42.4	9.4	13.8	51.8
	離別	131	0.8	14.5	28.2	40.5	16.0	15.3	56.5
	死別	40	5.0	10.0	20.0	55.0	10.0	15.0	65.0
	未婚	367	2.2	11.2	24.8	41.7	20.2	13.4	61.9
家族構成	一人暮らし	224	1.3	11.2	28.6	44.2	14.7	12.5	58.9
	夫婦のみ	266	3.0	13.9	30.5	42.1	10.5	16.9	52.6
	二世帯世帯（親と同居）	129	3.1	7.8	27.1	42.6	19.4	10.9	62.0
	二世帯世帯（子と同居）	283	2.5	9.5	34.3	40.3	13.4	12.0	53.7
	その他の世帯	148	3.4	13.5	23.6	43.9	15.5	16.9	59.4
子育て世帯	子育て世帯（全体）	158	3.2	10.8	36.7	35.4	13.9	14.0	49.3
	うち、母子世帯	24	4.2	16.7	37.5	16.7	25.0	20.9	41.7
職業	正規の職員・従業員	200	0.5	13.0	35.0	37.5	14.0	13.5	51.5
	非正規の職員・従業員	335	3.0	11.9	29.9	44.2	11.0	14.9	55.2
	会社経営者・役員	3	0.0	33.3	66.7	0.0	0.0	33.3	0.0
	自営業主	48	4.2	10.4	35.4	39.6	10.4	14.6	50.0
	家族従業者・内職	23	4.3	17.4	30.4	26.1	21.7	21.7	47.8
	学生	19	10.5	31.6	21.1	36.8	0.0	42.1	36.8
	無職・家事専業（求職中）	98	2.0	11.2	32.7	40.8	13.3	13.2	54.1
	無職・家事専業（求職無）	311	2.6	8.4	25.1	45.7	18.3	11.0	64.0
	その他	13	7.7	0.0	15.4	61.5	15.4	7.7	76.9
世帯年収（全体）	100万円未満	77	2.6	5.2	28.6	39.0	24.7	7.8	63.7
	100～199万円	95	2.1	11.6	28.4	37.9	20.0	13.7	57.9
	200～299万円	113	5.3	9.7	28.3	46.9	9.7	15.0	56.6
	300～399万円	128	3.1	12.5	32.0	33.6	18.8	15.6	52.4
	400～499万円	79	2.5	12.7	30.4	43.0	11.4	15.2	54.4
	500～699万円	143	3.5	8.4	32.9	46.9	8.4	11.9	55.3
	700～999万円	126	1.6	15.1	32.5	41.3	9.5	16.7	50.8
	1,000～1,499万円	52	3.8	21.2	28.8	40.4	5.8	25.0	46.2
	1,500万円以上	18	5.6	11.1	27.8	44.4	11.1	16.7	55.5
	わからない	219	0.5	10.5	26.5	46.1	16.4	11.0	62.5
抱える困難数	1種類のみ	164	6.7	12.2	30.5	40.9	9.8	18.9	50.7
	2～3種類	448	2.2	11.2	35.3	43.1	8.3	13.4	51.4
	4種類以上	438	1.4	11.2	23.7	42.2	21.5	12.6	63.7

●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

図表参考3-3【属性別】：ストレス【現在、ストレスを感じているか】

		調査数 (n)	とても強く感 じている	やや感じて いる	どちらともい えない	あまり感じて いない	全く感じて いない	感じている (計)	感じて いない (計)
全 体		1,050	38.4	45.4	9.5	6.1	0.6	83.8	6.7
年 齢	20歳代以下	135	40.0	45.2	8.1	5.9	0.7	85.2	6.6
	30歳代	215	47.4	40.0	8.8	3.7	0.0	87.4	3.7
	40歳代	171	46.2	41.5	7.6	3.5	1.2	87.7	4.7
	50歳代	179	41.9	43.6	9.5	5.0	0.0	85.5	5.0
	60歳代	269	29.4	52.8	9.3	7.4	1.1	82.2	8.5
	70歳代以上	81	17.3	48.1	18.5	16.0	0.0	65.4	16.0
婚 姻 状 況	既婚（事実婚含む）	512	34.4	47.7	11.3	5.9	0.8	82.1	6.7
	離別	131	35.1	45.8	9.2	9.2	0.8	80.9	10.0
	死別	40	27.5	45.0	17.5	10.0	0.0	72.5	10.0
	未婚	367	46.3	42.2	6.3	4.9	0.3	88.5	5.2
家 族 構 成	一人暮らし	224	36.2	47.3	10.7	4.9	0.9	83.5	5.8
	夫婦のみ	266	33.5	45.5	11.7	9.0	0.4	79.0	9.4
	二世代世帯（親と同居）	129	45.0	43.4	5.4	6.2	0.0	88.4	6.2
	二世代世帯（子と同居）	283	39.6	44.9	9.2	5.3	1.1	84.5	6.4
	その他の世帯	148	42.6	45.3	8.1	4.1	0.0	87.9	4.1
子育 て 世 帯	子育て世帯（全体）	158	44.9	40.5	10.1	3.2	1.3	85.4	4.5
	うち、母子世帯	24	41.7	41.7	8.3	8.3	0.0	83.4	8.3
職 業	正規の職員・従業員	200	42.5	47.5	6.0	4.0	0.0	90.0	4.0
	非正規の職員・従業員	335	38.2	46.6	9.3	6.0	0.0	84.8	6.0
	会社経営者・役員	3	0.0	33.3	66.7	0.0	0.0	33.3	0.0
	自営業主	48	43.8	37.5	14.6	2.1	2.1	81.3	4.2
	家族従業者・内職	23	39.1	34.8	13.0	13.0	0.0	73.9	13.0
	学生	19	36.8	47.4	10.5	5.3	0.0	84.2	5.3
	無職・家事専業（求職中）	98	38.8	41.8	14.3	3.1	2.0	80.6	5.1
	無職・家事専業（求職無）	311	35.4	46.0	9.0	8.7	1.0	81.4	9.7
	その他	13	38.5	46.2	7.7	7.7	0.0	84.7	7.7
世 帯 年 収 （ 全 体 ）	100万円未満	77	45.5	36.4	10.4	7.8	0.0	81.9	7.8
	100～199万円	95	34.7	43.2	13.7	7.4	1.1	77.9	8.5
	200～299万円	113	34.5	47.8	9.7	8.0	0.0	82.3	8.0
	300～399万円	128	42.2	43.0	6.3	7.0	1.6	85.2	8.6
	400～499万円	79	36.7	48.1	10.1	2.5	2.5	84.8	5.0
	500～699万円	143	35.0	50.3	10.5	3.5	0.7	85.3	4.2
	700～999万円	126	38.1	42.9	11.1	7.9	0.0	81.0	7.9
	1,000～1,499万円	52	30.8	59.6	3.8	5.8	0.0	90.4	5.8
	1,500万円以上	18	33.3	61.1	5.6	0.0	0.0	94.4	0.0
	わからない	219	42.5	42.5	9.1	5.9	0.0	85.0	5.9
抱える 困 難 数	1種類のみ	164	27.4	45.1	15.2	11.0	1.2	72.5	12.2
	2～3種類	448	33.9	49.3	9.8	6.5	0.4	83.2	6.9
	4種類以上	438	47.0	41.6	7.1	3.9	0.5	88.6	4.4

●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）



参考3 当事者調査による困難な問題を抱える女性の状況（クロス集計データ）

図表参考3-4【属性別】：生きづらさ [現在、生きづらさを感じているか]

		調査数 (n)	とても強く感 じている	やや感じてい る	どちらともい えない	あまり感じて いない	全く感じてい ない	感じている (計)	感じて いない (計)
全 体		1,050	30.2	38.8	17.0	11.9	2.2	69.0	14.1
年 齢	20歳代以下	135	35.6	40.7	8.9	14.1	0.7	76.3	14.8
	30歳代	215	37.7	39.1	13.5	9.3	0.5	76.8	9.8
	40歳代	171	40.9	33.9	14.6	8.2	2.3	74.8	10.5
	50歳代	179	33.0	37.4	20.7	8.4	0.6	70.4	9.0
	60歳代	269	19.3	40.5	21.6	14.5	4.1	59.8	18.6
	70歳代以上	81	8.6	42.0	21.0	22.2	6.2	50.6	28.4
婚 姻 状 況	既婚（事実婚含む）	512	23.0	38.5	21.7	13.9	2.9	61.5	16.8
	離別	131	34.4	31.3	18.3	13.0	3.1	65.7	16.1
	死別	40	22.5	50.0	17.5	10.0	0.0	72.5	10.0
	未婚	367	39.5	40.6	9.8	9.0	1.1	80.1	10.1
家 族 構 成	一人暮らし	224	32.1	44.2	13.4	8.0	2.2	76.3	10.2
	夫婦のみ	266	25.2	36.5	19.5	15.8	3.0	61.7	18.8
	二世帯世帯（親と同居）	129	38.0	41.9	9.3	10.9	0.0	79.9	10.9
	二世帯世帯（子と同居）	283	27.6	35.7	21.9	12.7	2.1	63.3	14.8
	その他の世帯	148	34.5	37.8	14.9	10.1	2.7	72.3	12.8
子 育 て 世 帯	子育て世帯（全体）	158	31.0	34.8	19.0	13.3	1.9	65.8	15.2
	うち、母子世帯	24	45.8	8.3	20.8	25.0	0.0	54.1	25.0
職 業	正規の職員・従業員	200	36.0	35.5	15.5	12.0	1.0	71.5	13.0
	非正規の職員・従業員	335	27.5	43.0	16.7	11.3	1.5	70.5	12.8
	会社経営者・役員	3	33.3	33.3	0.0	0.0	33.3	66.6	33.3
	自営業主	48	20.8	33.3	27.1	12.5	6.3	54.1	18.8
	家族従業者・内職	23	39.1	30.4	13.0	13.0	4.3	69.5	17.3
	学生	19	21.1	47.4	5.3	26.3	0.0	68.5	26.3
	無職・家事専業（求職中）	98	34.7	45.9	12.2	4.1	3.1	80.6	7.2
	無職・家事専業（求職無）	311	28.6	35.7	19.0	14.1	2.6	64.3	16.7
	その他	13	46.2	23.1	23.1	7.7	0.0	69.3	7.7
世 帯 年 収 （ 全 体 ）	100万円未満	77	48.1	33.8	9.1	9.1	0.0	81.9	9.1
	100～199万円	95	37.9	42.1	10.5	8.4	1.1	80.0	9.5
	200～299万円	113	28.3	40.7	17.7	10.6	2.7	69.0	13.3
	300～399万円	128	27.3	41.4	14.8	13.3	3.1	68.7	16.4
	400～499万円	79	26.6	41.8	19.0	8.9	3.8	68.4	12.7
	500～699万円	143	26.6	39.2	21.0	10.5	2.8	65.8	13.3
	700～999万円	126	26.2	37.3	17.5	15.1	4.0	63.5	19.1
	1,000～1,499万円	52	17.3	40.4	15.4	26.9	0.0	57.7	26.9
	1,500万円以上	18	16.7	33.3	38.9	11.1	0.0	50.0	11.1
	わからない	219	33.3	36.1	18.3	11.0	1.4	69.4	12.4
抱 え る 困 難 数	1種類のみ	164	15.9	36.6	26.8	15.2	5.5	52.5	20.7
	2～3種類	448	24.1	40.4	18.3	15.4	1.8	64.5	17.2
	4種類以上	438	41.8	37.9	11.9	7.1	1.4	79.7	8.5

●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

図表参考3-5【属性別】：メンタルヘルスの状態評価[得点]

		調査数 (n)	(% )				平均 (点)
			0～4点	5～8点 (軽度)	9～12 点(中程 度)	13点以 上(重 度)	
全体		1,050	20.2	19.3	19.7	40.8	11.10
年齢	20歳代以下	135	7.4	14.1	19.3	59.3	14.38
	30歳代	215	9.3	15.8	21.4	53.5	13.35
	40歳代	171	16.4	14.0	22.2	47.4	12.09
	50歳代	179	25.7	19.0	14.5	40.8	10.45
	60歳代	269	28.3	25.3	21.2	25.3	8.71
	70歳代以上	81	39.5	29.6	17.3	13.6	6.89
婚姻 状況	既婚（事実婚含む）	512	25.0	21.9	19.5	33.6	9.80
	離別	131	23.7	22.1	15.3	38.9	10.26
	死別	40	22.5	25.0	37.5	15.0	8.80
	未婚	367	12.0	14.2	19.6	54.2	13.45
家族 構成	一人暮らし	224	13.4	23.7	19.2	43.8	11.80
	夫婦のみ	266	25.9	21.4	18.4	34.2	9.94
	二世帯世帯（親と同居）	129	16.3	9.3	18.6	55.8	13.35
	二世帯世帯（子と同居）	283	24.7	18.7	21.2	35.3	10.07
	その他の世帯	148	14.9	18.9	20.9	45.3	12.10
子育て 世帯	子育て世帯（全体）	158	19.6	13.9	22.8	43.7	11.27
	うち、母子世帯	24	29.2	4.2	20.8	45.8	11.13
職業	正規の職員・従業員	200	13.0	14.5	21.5	51.0	12.74
	非正規の職員・従業員	335	21.8	19.4	19.4	39.4	10.79
	会社経営者・役員	3	33.3	0.0	33.3	33.3	9.67
	自営業主	48	20.8	20.8	16.7	41.7	10.42
	家族従業者・内職	23	21.7	4.3	21.7	52.2	12.70
	学生	19	5.3	15.8	36.8	42.1	13.32
	無職・家事専業（求職中）	98	16.3	19.4	21.4	42.9	11.58
	無職・家事専業（求職無）	311	25.1	23.5	18.0	33.4	9.97
その他	13	15.4	23.1	7.7	53.8	13.54	
世帯 年収 （全 体）	100万円未満	77	10.4	18.2	14.3	57.1	13.55
	100～199万円	95	17.9	22.1	14.7	45.3	11.92
	200～299万円	113	22.1	23.0	15.0	39.8	10.56
	300～399万円	128	15.6	21.9	21.1	41.4	11.51
	400～499万円	79	27.8	16.5	21.5	34.2	9.78
	500～699万円	143	17.5	18.2	24.5	39.9	10.72
	700～999万円	126	27.0	15.9	27.0	30.2	10.03
	1,000～1,499万円	52	34.6	15.4	15.4	34.6	9.96
	1,500万円以上	18	27.8	27.8	16.7	27.8	8.44
	わからない	219	17.4	19.2	18.7	44.7	11.74
抱える 困難数	1種類のみ	164	29.3	22.6	21.3	26.8	8.99
	2～3種類	448	23.2	22.8	21.2	32.8	9.95
	4種類以上	438	13.7	14.6	17.6	54.1	13.06

●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

参考3 当事者調査による困難な問題を抱える女性の状況（クロス集計データ）

図表参考3-6【属性別】：社会的孤独・孤立感の状態評価[得点の分布]

(%)

		調査数 (n)	～3点	4～6点	7～9点	10～12点	平均 (点)
全体		1,050	4.4	17.7	47.5	30.4	8.46
年齢	20歳代以下	135	6.7	7.4	56.3	29.6	8.59
	30歳代	215	2.3	12.6	47.9	37.2	8.94
	40歳代	171	3.5	11.1	43.9	41.5	9.08
	50歳代	179	4.5	16.2	40.2	39.1	8.78
	60歳代	269	4.1	27.9	49.8	18.2	7.80
	70歳代以上	81	8.6	32.1	48.1	11.1	7.14
婚姻状況	既婚（事実婚含む）	512	5.1	21.3	48.0	25.6	8.16
	離別	131	4.6	24.4	42.7	28.2	8.13
	死別	40	2.5	22.5	50.0	25.0	8.23
	未婚	367	3.5	9.8	48.2	38.4	9.02
家族構成	一人暮らし	224	2.7	16.1	48.2	33.0	8.72
	夫婦のみ	266	5.3	21.4	47.0	26.3	8.11
	二世帯世帯（親と同居）	129	4.7	10.9	43.4	41.1	9.01
	二世帯世帯（子と同居）	283	5.3	19.4	48.4	26.9	8.24
	その他の世帯	148	3.4	16.2	49.3	31.1	8.64
子育て世帯	子育て世帯（全体）	158	3.8	13.9	51.3	31.0	8.61
	うち、母子世帯	24	8.3	29.2	45.8	16.7	7.42
職業	正規の職員・従業員	200	6.0	14.5	54.5	25.0	8.33
	非正規の職員・従業員	335	3.9	17.6	47.8	30.7	8.52
	会社経営者・役員	3	0.0	33.3	66.7	0.0	7.67
	自営業主	48	10.4	14.6	45.8	29.2	8.02
	家族従業者・内職	23	13.0	26.1	21.7	39.1	8.09
	学生	19	0.0	15.8	57.9	26.3	8.79
	無職・家事専業（求職中）	98	4.1	12.2	43.9	39.8	8.89
	無職・家事専業（求職無）	311	2.9	21.2	46.6	29.3	8.38
その他	13	0.0	23.1	15.4	61.5	9.38	
世帯年収（全体）	100万円未満	77	7.8	16.9	35.1	40.3	8.61
	100～199万円	95	3.2	15.8	44.2	36.8	8.78
	200～299万円	113	3.5	20.4	53.1	23.0	8.19
	300～399万円	128	7.8	15.6	41.4	35.2	8.48
	400～499万円	79	6.3	22.8	43.0	27.8	7.99
	500～699万円	143	2.1	19.6	49.0	29.4	8.45
	700～999万円	126	4.0	14.3	54.0	27.8	8.48
	1,000～1,499万円	52	5.8	23.1	51.9	19.2	8.02
	1,500万円以上	18	0.0	33.3	55.6	11.1	8.00
	わからない	219	3.2	15.1	49.3	32.4	8.69
抱える困難数	1種類のみ	164	6.7	23.8	50.6	18.9	7.82
	2～3種類	448	2.9	21.2	50.0	25.9	8.32
	4種類以上	438	5.0	11.9	43.8	39.3	8.84

●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

参考3 当事者調査による困難な問題を抱える女性の状況（クロス集計データ）

図表参考3-7【属性別】：親しく話ができる人（複数回答）

		調査数 (n)	同居の家族	友人・知人	同居して いない家族・ 親せき	職場の人	近所の人・ 自治会等の 地域の人	交際相手	SNSやイン ターネット上 の友人	学校の先生	その他	いない
全体		1,050	48.8	43.6	32.4	14.4	7.9	6.9	5.7	0.5	1.2	17.8
年齢	20歳代以下	135	43.7	53.3	19.3	14.1	1.5	23.7	8.9	3.0	2.2	13.3
	30歳代	215	45.6	38.1	26.5	14.9	2.8	8.4	7.4	0.0	1.9	23.3
	40歳代	171	52.6	31.0	29.8	16.4	2.9	5.3	6.4	0.0	1.2	23.4
	50歳代	179	48.6	37.4	30.2	16.2	7.8	4.5	6.7	0.6	1.1	21.2
	60歳代	269	51.7	49.8	40.5	13.4	9.3	1.5	1.9	0.0	0.7	12.6
	70歳代以上	81	48.1	61.7	53.1	8.6	38.3	1.2	4.9	0.0	0.0	8.6
婚姻状況	既婚（事実婚含む）	512	62.7	41.6	39.8	10.9	10.2	1.0	4.9	0.2	0.6	13.3
	離別	131	35.1	51.9	35.1	21.4	9.9	13.0	3.1	0.0	0.8	13.7
	死別	40	30.0	55.0	50.0	10.0	17.5	0.0	5.0	0.0	0.0	10.0
	未婚	367	36.2	42.2	19.1	17.2	3.0	13.6	7.9	1.1	2.5	26.4
家族構成	一人暮らし	224	0.0	47.3	37.5	16.5	6.3	10.3	7.6	0.0	0.4	27.7
	夫婦のみ	266	62.4	44.0	42.9	8.3	9.8	5.3	4.1	0.0	0.8	12.8
	二世帯世帯（親と同居）	129	58.1	38.8	15.5	17.1	4.7	11.6	4.7	2.3	4.7	23.3
	二世帯世帯（子と同居）	283	64.7	41.3	35.3	13.8	10.2	1.1	5.3	0.4	0.0	13.4
	その他の世帯	148	59.5	45.9	14.9	20.9	5.4	11.5	7.4	0.7	2.7	15.5
子育て世帯	子育て世帯（全体）	158	54.4	38.6	31.0	13.3	7.0	2.5	7.6	0.6	0.0	14.6
	うち、母子世帯	24	50.0	45.8	20.8	20.8	4.2	8.3	4.2	0.0	0.0	20.8
職業	正規の職員・従業員	200	39.0	41.5	25.0	24.5	2.0	13.5	10.0	0.5	1.5	20.5
	非正規の職員・従業員	335	45.7	43.6	31.3	26.6	5.4	8.7	4.8	0.0	0.3	17.9
	会社経営者・役員	3	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3
	自営業主	48	35.4	50.0	35.4	14.6	14.6	6.3	10.4	0.0	2.1	18.8
	家族従業者・内職	23	65.2	17.4	39.1	0.0	8.7	4.3	8.7	0.0	0.0	4.3
	学生	19	57.9	78.9	10.5	10.5	5.3	15.8	10.5	15.8	0.0	5.3
	無職・家事専業（求職中）	98	48.0	38.8	38.8	1.0	4.1	3.1	3.1	1.0	3.1	23.5
	無職・家事専業（求職無）	311	59.8	44.7	36.7	0.3	15.1	1.6	3.9	0.0	1.3	15.4
	その他	13	30.8	53.8	38.5	15.4	0.0	7.7	0.0	0.0	7.7	23.1
世帯年収（全体）	100万円未満	77	19.5	28.6	23.4	5.2	6.5	7.8	7.8	0.0	1.3	33.8
	100～199万円	95	26.3	46.3	33.7	17.9	11.6	10.5	3.2	0.0	1.1	20.0
	200～299万円	113	38.1	46.9	31.0	16.8	9.7	9.7	4.4	0.0	1.8	16.8
	300～399万円	128	46.1	46.9	37.5	14.8	7.8	8.6	7.8	0.0	0.8	13.3
	400～499万円	79	50.6	44.3	35.4	21.5	15.2	5.1	8.9	1.3	0.0	12.7
	500～699万円	143	61.5	40.6	37.1	16.1	7.0	6.3	9.1	0.0	0.7	14.0
	700～999万円	126	66.7	47.6	31.0	13.5	7.9	3.2	2.4	0.8	0.0	11.9
	1,000～1,499万円	52	59.6	50.0	42.3	9.6	7.7	3.8	3.8	1.9	1.9	13.5
	1,500万円以上	18	61.1	38.9	22.2	33.3	5.6	11.1	0.0	0.0	5.6	11.1
抱える困難数	わからない	219	53.0	42.5	27.9	11.0	4.1	5.9	5.0	0.9	2.3	23.7
抱える困難数	1種類のみ	164	56.1	46.3	38.4	13.4	7.3	6.1	4.3	0.0	0.0	14.6
	2～3種類	448	53.1	42.9	35.9	13.6	8.9	6.7	3.6	0.7	0.4	16.3
	4種類以上	438	41.6	43.4	26.5	15.5	7.1	7.3	8.4	0.5	2.5	20.5

●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

参考3 当事者調査による困難な問題を抱える女性の状況（クロス集計データ）

図表参考3-8【属性別】：不安・悩みの相談相手（複数回答）

		(%)													
		調査数 (n)	同居の家 族	友人・知人	同居してい ない家族・ 親せき	職場の人	病院関係 者や福祉 サービス事 業者等	交際相手	SNSやイン ターネット上 の友人	公的な相 談窓口 (県や市 町村等の 相談員)	近所の人・ 自治会等 の地域の人	学校の先 生	民間の相 談窓口 (NPO等 の民間団 体・ボラン ティア団体 等の相談 員)	その他	誰にも相談 しない
全体		1,050	35.0	34.3	24.1	6.8	6.2	5.5	3.9	2.2	1.6	0.6	0.6	0.7	30.2
年齢	20歳代以下	135	31.1	43.7	16.3	8.9	3.7	17.0	5.2	1.5	0.0	3.0	1.5	0.0	25.2
	30歳代	215	34.9	32.6	23.7	8.8	7.0	8.4	5.6	1.4	1.9	0.0	0.5	2.3	28.8
	40歳代	171	36.3	24.6	17.5	7.0	6.4	2.9	4.7	1.8	0.0	0.0	0.0	0.6	37.4
	50歳代	179	30.7	30.2	22.3	10.6	8.4	3.9	3.4	1.7	0.0	1.1	0.0	0.0	35.2
	60歳代	269	37.2	36.4	29.7	2.6	5.2	1.5	2.2	1.9	2.6	0.0	0.7	0.4	29.4
	70歳代以上	81	42.0	45.7	37.0	2.5	6.2	1.2	2.5	8.6	7.4	0.0	1.2	0.0	18.5
婚姻 状況	既婚（事実婚含む）	512	49.6	33.8	30.7	6.3	6.4	1.0	4.3	2.3	2.0	0.0	0.4	0.6	22.5
	離婚	131	22.1	45.0	24.4	6.9	7.6	8.4	3.1	3.8	3.1	0.8	0.0	0.8	29.8
	未婚	367	21.3	31.9	14.2	7.9	6.0	11.4	3.8	1.6	0.8	1.4	1.1	0.8	40.1
家族 構成	一人暮らし	224	0.0	32.1	23.7	6.3	4.5	8.0	4.0	1.3	1.8	0.0	0.0	0.9	45.1
	夫婦のみ	266	53.4	32.0	32.7	5.3	6.4	4.1	2.6	1.5	1.5	0.0	0.4	0.4	21.1
	二世帯世帯（親と同居）	129	34.9	31.8	11.6	8.5	11.6	9.3	3.9	1.6	0.8	1.6	1.6	1.6	33.3
	二世帯世帯（子と同居）	283	45.6	36.4	29.0	6.0	4.9	1.1	4.9	3.2	1.8	0.4	0.4	0.4	24.7
子育て 世帯	148	35.1	39.9	10.8	10.1	6.1	9.5	4.1	3.4	2.0	2.0	1.4	0.7	31.8	
職業	子育て世帯（全体）	158	36.7	33.5	25.9	7.0	6.3	2.5	7.0	3.2	1.3	0.0	0.0	0.6	25.9
	うち、母子世帯	24	20.8	29.2	25.0	8.3	0.0	8.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	41.7
	正規の職員・従業員	200	26.0	36.0	20.0	15.0	3.5	11.5	6.5	1.5	0.5	1.0	0.0	1.0	32.0
	非正規の職員・従業員	335	33.4	37.0	22.4	10.1	5.4	6.6	4.5	1.8	0.9	0.0	0.6	0.9	30.4
	会社経営者・役員	3	66.7	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	自営業主	48	29.2	31.3	25.0	6.3	4.2	4.2	2.1	2.1	2.1	2.1	0.0	2.1	29.2
	家族従業者・内職	23	47.8	21.7	21.7	0.0	0.0	4.3	4.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	21.7
	学生	19	47.4	57.9	10.5	0.0	0.0	5.3	0.0	0.0	0.0	15.8	0.0	0.0	26.3
	無職・家事専業（求職中）	98	31.6	32.7	32.7	2.0	6.1	2.0	1.0	2.0	1.0	0.0	2.0	2.0	30.6
	無職・家事専業（求職無）	311	43.1	31.2	26.4	0.0	10.3	1.9	3.2	3.2	3.5	0.0	0.6	0.3	29.9
その他	13	23.1	23.1	38.5	7.7	0.0	7.7	0.0	7.7	0.0	0.0	0.0	0.0	30.8	
世帯 年収 （全体）	100万円未満	77	13.0	18.2	19.5	5.2	6.5	7.8	3.9	3.9	5.2	0.0	1.3	0.0	42.9
	100～199万円	95	18.9	38.9	23.2	7.4	11.6	6.3	2.1	1.1	1.1	0.0	0.0	2.1	30.5
	200～299万円	113	23.9	33.6	22.1	7.1	5.3	6.2	3.5	2.7	0.0	0.0	0.0	0.0	38.1
	300～399万円	128	30.5	34.4	28.9	7.0	6.3	7.8	3.1	4.7	3.1	0.0	0.8	1.6	31.3
	400～499万円	79	39.2	29.1	25.3	10.1	2.5	3.8	7.6	1.3	1.3	0.0	0.0	0.0	24.1
	500～699万円	143	47.6	31.5	24.5	7.0	5.6	5.6	7.7	1.4	0.7	0.0	0.7	0.7	23.8
	700～999万円	126	50.8	40.5	29.4	8.7	6.3	3.2	0.8	1.6	1.6	0.8	0.0	0.0	23.0
	1,000～1,499万円	52	46.2	50.0	32.7	7.7	5.8	3.8	3.8	0.0	0.0	1.9	3.8	1.9	19.2
1,500万円以上 わからない	18	33.3	55.6	11.1	11.1	5.6	5.6	0.0	5.6	5.6	5.6	0.0	0.0	33.3	
わからない	219	37.0	32.9	19.6	3.7	5.9	5.0	3.7	1.8	1.4	1.4	0.5	0.5	33.8	

●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

図表参考3-9【属性別】：相談することについての考え（複数回答）

		調査数 (n)	相談すること で解決しな くとも気持ち が楽になる	相談しても 無駄である (相談して も解決しな い)	相談すると 相手の負担 になる	相談すること で解決でき る、又は解 決の手がか りが得られる	相手に連絡 を取ること や、不安や 悩みを説明 するのが面 倒である	相談すること が恥ずかし い	その他
全 体		1,050	56.1	33.4	22.3	21.0	15.8	10.7	0.9
年 齢	20歳代以下	135	56.3	34.1	32.6	20.0	18.5	15.6	0.7
	30歳代	215	50.2	37.7	22.8	20.5	22.8	15.8	0.9
	40歳代	171	43.9	38.0	27.5	21.6	17.5	15.8	1.2
	50歳代	179	52.5	36.9	25.7	19.0	11.7	5.6	0.6
	60歳代	269	65.1	29.4	14.5	22.3	11.5	5.9	0.7
	70歳代以上	81	75.3	17.3	11.1	23.5	12.3	4.9	1.2
婚 姻 状 況	既婚（事実婚含む）	512	61.9	28.9	21.9	22.1	16.2	10.5	0.6
	離別	131	59.5	32.1	14.5	22.9	11.5	6.1	0.8
	死別	40	52.5	35.0	17.5	22.5	17.5	7.5	2.5
	未婚	367	47.1	40.1	26.2	18.8	16.6	12.8	1.1
家 族 構 成	一人暮らし	224	50.9	40.2	22.8	17.0	15.2	10.3	1.3
	夫婦のみ	266	64.7	28.9	24.4	22.6	15.0	9.4	1.1
	二世帯世帯（親と同居）	129	41.1	34.9	21.7	24.8	16.3	10.9	1.6
	二世帯世帯（子と同居）	283	57.2	29.7	20.1	23.0	16.3	11.3	0.4
	その他の世帯	148	59.5	37.2	22.3	17.6	16.9	12.2	0.0
子育 て 世帯	子育て世帯（全体）	158	50.0	32.9	23.4	17.7	24.7	17.7	0.0
	うち、母子世帯	24	37.5	37.5	20.8	25.0	20.8	16.7	0.0
職 業	正規の職員・従業員	200	51.0	35.0	26.5	23.5	17.5	17.5	0.5
	非正規の職員・従業員	335	59.1	33.7	21.5	18.8	13.7	10.7	0.6
	会社経営者・役員	3	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3	33.3	0.0
	自営業主	48	64.6	27.1	14.6	27.1	8.3	8.3	0.0
	家族従業者・内職	23	52.2	21.7	30.4	17.4	26.1	8.7	4.3
	学生	19	63.2	42.1	21.1	21.1	26.3	5.3	0.0
	無職・家事専業（求職中）	98	52.0	32.7	25.5	20.4	17.3	11.2	1.0
	無職・家事専業（求職無）	311	55.9	33.8	20.3	22.2	16.4	7.1	0.6
	その他	13	61.5	38.5	23.1	7.7	7.7	0.0	15.4
世 帯 年 収 （ 全 体 ）	100万円未満	77	35.1	44.2	16.9	14.3	15.6	7.8	0.0
	100～199万円	95	49.5	35.8	26.3	24.2	14.7	7.4	3.2
	200～299万円	113	59.3	31.9	16.8	20.4	12.4	8.0	0.0
	300～399万円	128	53.9	31.3	21.1	22.7	11.7	7.8	1.6
	400～499万円	79	65.8	30.4	22.8	22.8	12.7	13.9	0.0
	500～699万円	143	67.8	28.0	21.0	23.8	17.5	14.0	0.0
	700～999万円	126	55.6	34.1	27.0	23.0	22.2	17.5	0.8
	1,000～1,499万円	52	57.7	40.4	30.8	21.2	21.2	17.3	0.0
	1,500万円以上	18	72.2	33.3	16.7	27.8	5.6	0.0	0.0
	わからない	219	53.4	33.3	22.4	17.4	16.4	8.2	1.4
抱える 困難数	1種類のみ	164	61.0	23.2	12.8	22.6	10.4	7.3	0.0
	2～3種類	448	56.9	32.4	22.1	21.9	13.4	10.5	0.4
	4種類以上	438	53.4	38.4	26.0	19.6	20.3	12.1	1.6

●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

参考3 当事者調査による困難な問題を抱える女性の状況（クロス集計データ）

図表参考3-10【属性別】：抱える困難の状況（年齢、婚姻状況別）

(%)

	調査数 (n)	健康に関わ る不安や問 題を抱えたこ とがある	家庭に係る 問題を抱え たことがある	経済的な困 りごと（仕事 のこを含ま む）を抱え たことがある	職場や学 校、地域で の人間関係 等に係る問 題を抱えたこ とがある	配偶者・パ ートナー・恋人か ら、精神・身 体・社会・経 済・性的暴力 （DV・ デートDV）を 受けたことが ある	配偶者・ パートナー以 外の家族・ 親せきから、 精神・身体・ 社会・経済・ 性的暴力を 受けたことが ある	住まいや居 場所に係る 問題を抱え たことがある	性的な被害 や問題を抱 えたことが ある	
全体	1,050	76.2	62.4	56.5	40.8	31.2	28.6	22.4	21.8	
年齢	20歳代以下	135	71.1	54.1	54.1	50.4	30.4	31.1	30.4	29.6
	30歳代	215	75.8	67.0	63.3	50.2	28.8	28.8	29.8	28.4
	40歳代	171	71.9	59.1	58.5	43.3	30.4	31.6	25.7	21.1
	50歳代	179	74.9	60.9	66.5	34.6	28.5	30.7	22.9	21.8
	60歳代	269	80.7	66.9	47.2	35.3	34.2	25.7	12.6	16.7
	70歳代以上	81	82.7	59.3	46.9	25.9	37.0	22.2	13.6	9.9
婚姻 状況	既婚（事実婚含む）	512	72.5	67.6	51.8	36.1	35.5	25.8	16.0	19.5
	離別	131	81.7	70.2	67.2	40.5	54.2	28.2	27.5	24.4
	死別	40	80.0	52.5	65.0	40.0	27.5	37.5	20.0	20.0
	未婚	367	79.0	53.4	58.3	47.4	17.4	31.6	29.7	24.3
家族 構成	一人暮らし	224	78.6	54.5	61.6	46.9	25.4	30.8	29.5	23.7
	夫婦のみ	266	74.8	66.2	51.5	41.7	28.2	26.3	16.9	20.7
	二世帯世帯（親と同居）	129	83.7	57.4	56.6	42.6	16.3	31.8	25.6	16.3
	二世帯世帯（子と同居）	283	71.4	67.8	57.2	33.6	45.6	26.5	18.4	20.5
	その他の世帯	148	77.7	61.5	56.1	41.9	31.1	30.4	26.4	28.4
子育て 世帯	子育て世帯（全体）	158	63.3	70.9	67.1	35.4	47.5	32.3	23.4	24.7
	うち、母子世帯	24	54.2	79.2	83.3	37.5	62.5	37.5	29.2	29.2
職業	正規の職員・従業員	200	68.5	60.0	49.0	46.0	31.0	28.0	31.5	26.0
	非正規の職員・従業員	335	73.4	60.0	64.5	41.5	32.2	26.0	20.9	21.2
	会社経営者・役員	3	100.0	33.3	66.7	66.7	66.7	66.7	66.7	33.3
	自営業主	48	75.0	66.7	68.8	33.3	31.3	31.3	22.9	37.5
	家族従業者・内職	23	65.2	65.2	52.2	47.8	39.1	56.5	26.1	30.4
	学生	19	73.7	63.2	21.1	52.6	36.8	31.6	26.3	15.8
	無職・家事専業（求職中）	98	81.6	60.2	76.5	45.9	26.5	34.7	19.4	16.3
	無職・家事専業（求職無）	311	83.0	65.9	46.6	34.1	29.6	26.4	17.0	17.7
	その他	13	84.6	76.9	61.5	53.8	53.8	38.5	46.2	46.2
世帯 年収 （全 体）	100万円未満	77	84.4	57.1	67.5	35.1	26.0	32.5	35.1	20.8
	100～199万円	95	81.1	58.9	67.4	47.4	35.8	32.6	30.5	26.3
	200～299万円	113	77.0	61.1	63.7	47.8	27.4	25.7	24.8	18.6
	300～399万円	128	82.0	63.3	72.7	43.0	37.5	28.1	24.2	26.6
	400～499万円	79	75.9	69.6	62.0	32.9	38.0	27.8	25.3	26.6
	500～699万円	143	71.3	59.4	55.9	39.2	30.1	26.6	13.3	19.6
	700～999万円	126	68.3	66.7	47.6	42.9	27.0	32.5	17.5	19.0
	1,000～1,499万円	52	75.0	67.3	28.8	30.8	38.5	32.7	28.8	23.1
	1,500万円以上	18	72.2	50.0	22.2	33.3	22.2	11.1	11.1	16.7
	わからない	219	75.8	62.6	47.5	40.6	29.2	26.9	19.2	20.5

●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

図表参考3-11【属性別】：抱える困難の数

		調査数 (n)	(% )			平均 (困難数)
			1種類のみ	2～3種類	4種類以上	
全体		1,050	15.6	42.7	41.7	3.40
年齢	20歳代以下	135	16.3	37.0	46.7	3.51
	30歳代	215	14.9	35.3	49.8	3.72
	40歳代	171	12.9	49.1	38.0	3.42
	50歳代	179	12.3	47.5	40.2	3.41
	60歳代	269	19.0	41.3	39.8	3.19
	70歳代以上	81	18.5	51.9	29.6	2.98
婚姻状況	既婚（事実婚含む）	512	16.4	46.5	37.1	3.25
	離別	131	12.2	32.8	55.0	3.94
	死別	40	20.0	30.0	50.0	3.43
	未婚	367	15.3	42.2	42.5	3.41
家族構成	一人暮らし	224	16.5	38.4	45.1	3.51
	夫婦のみ	266	16.9	45.1	38.0	3.26
	二世帯世帯（親と同居）	129	15.5	47.3	37.2	3.30
	二世帯世帯（子と同居）	283	13.4	45.6	41.0	3.41
	その他の世帯	148	16.2	35.1	48.6	3.53
子育て世帯	子育て世帯（全体）	158	12.0	43.7	44.3	3.65
	うち、母子世帯	24	12.5	29.2	58.3	4.13
職業	正規の職員・従業員	200	19.5	39.0	41.5	3.40
	非正規の職員・従業員	335	13.1	44.2	42.7	3.40
	会社経営者・役員	3	33.3	0.0	66.7	5.00
	自営業主	48	12.5	41.7	45.8	3.67
	家族従業者・内職	23	13.0	39.1	47.8	3.83
	学生	19	15.8	52.6	31.6	3.21
	無職・家事専業（求職中）	98	13.3	38.8	48.0	3.61
	無職・家事専業（求職無）	311	17.7	45.0	37.3	3.20
その他	13	0.0	38.5	61.5	4.62	
世帯年収（全体）	100万円未満	77	18.2	37.7	44.2	3.58
	100～199万円	95	16.8	32.6	50.5	3.80
	200～299万円	113	11.5	47.8	40.7	3.46
	300～399万円	128	13.3	34.4	52.3	3.77
	400～499万円	79	10.1	46.8	43.0	3.58
	500～699万円	143	14.0	50.3	35.7	3.15
	700～999万円	126	19.0	44.4	36.5	3.21
	1,000～1,499万円	52	13.5	50.0	36.5	3.25
	1,500万円以上	18	44.4	33.3	22.2	2.39
	わからない	219	16.9	42.5	40.6	3.22

●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）



参考3 当事者調査による困難な問題を抱える女性の状況（クロス集計データ）

図表参考3-13【属性別】：困難への対応状況《公的窓口の相談・支援は受けずに対応（計）の割合》

	① DV被害		② 暴力被害		③ 性被害		④ 生活困窮・就労問題		⑤ 健康問題		
	調査数 (n)	回答比率 (%)	調査数 (n)	回答比率 (%)	調査数 (n)	回答比率 (%)	調査数 (n)	回答比率 (%)	調査数 (n)	回答比率 (%)	
全体	328	33.6	300	29.4	229	34.1	593	51.7	800	66.2	
年齢	20歳代以下	41	46.3	42	35.7	40	52.5	73	56.1	96	62.5
	30歳代	62	46.8	62	35.4	61	45.9	136	58.0	163	60.7
	40歳代	52	34.5	54	29.7	36	27.8	100	51.0	123	57.7
	50歳代	51	27.5	55	23.7	39	28.1	119	42.0	134	62.7
	60歳代	92	25.0	69	24.6	45	15.5	127	52.8	217	74.1
	70歳代以上	30	23.3	18	27.8	8	12.5	38	47.4	67	80.6
婚姻状況	既婚（事実婚含む）	182	31.3	132	31.8	100	27.0	265	49.0	371	67.7
	離別	71	32.4	37	29.7	32	34.4	88	55.7	107	64.5
	死別	11	45.5	15	13.3	8	12.5	26	53.8	32	68.8
	未婚	64	39.1	116	28.4	89	43.8	214	52.7	290	64.6
家族構成	一人暮らし	57	28.1	69	20.2	53	32.1	138	55.8	176	65.4
	夫婦のみ	75	29.3	70	30.0	55	29.1	137	43.0	199	70.9
	二世帯世帯（親と同居）	21	52.3	41	36.6	21	71.4	73	46.5	108	63.9
	二世帯世帯（子と同居）	129	34.9	75	36.0	58	31.0	162	60.6	202	65.4
	その他の世帯	46	34.7	45	24.5	42	28.6	83	45.8	115	62.6
子育て世帯	子育て世帯（全体）	75	41.3	51	41.2	39	35.9	106	54.7	100	50.0
	うち、母子世帯	15	26.7	9	22.2	7	42.9	20	50.0	13	53.9

	⑥ 家庭問題		⑦ 職場・地域等との関係		⑧ 住まい・居場所に関する問題		⑨ その他の問題		
	調査数 (n)	回答比率 (%)	調査数 (n)	回答比率 (%)	調査数 (n)	回答比率 (%)	調査数 (n)	回答比率 (%)	
全体	655	53.8	428	47.9	235	48.6	671	41.4	
年齢	20歳代以下	73	49.3	68	61.7	41	51.2	79	34.1
	30歳代	144	56.3	108	55.5	64	56.2	117	44.4
	40歳代	101	47.6	74	32.5	44	38.7	112	33.9
	50歳代	109	50.5	62	43.5	41	41.4	117	38.5
	60歳代	180	57.2	95	46.3	34	52.9	181	46.5
	70歳代以上	48	60.5	21	38.1	11	45.5	65	49.2
婚姻状況	既婚（事実婚含む）	346	57.5	185	46.5	82	55.0	345	38.0
	離別	92	57.6	53	50.9	36	50.1	95	51.6
	死別	21	61.9	16	18.8	8	37.5	27	55.5
	未婚	196	44.4	174	51.1	109	44.0	204	40.6
家族構成	一人暮らし	122	45.9	105	43.8	66	45.4	139	46.7
	夫婦のみ	176	59.7	111	52.2	45	48.9	169	43.8
	二世帯世帯（親と同居）	74	44.7	55	52.7	33	39.4	74	43.3
	二世帯世帯（子と同居）	192	59.4	95	43.2	52	59.6	192	36.4
	その他の世帯	91	48.4	62	50.0	39	46.2	97	38.1
子育て世帯	子育て世帯（全体）	112	57.2	56	44.7	37	56.7	108	34.3
	うち、母子世帯	19	57.9	9	55.5	7	28.6	17	41.1

●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

参考3 当事者調査による困難な問題を抱える女性の状況（クロス集計データ）

図表参考3-16【属性別】：希望する相談方法（複数回答）

		調査数 (n)	電話で	相談窓口 で(対 面)	電子メール で	チャットで	SNSで	気軽に立ち 寄れる居場 所等で (対面)	自宅に来て もらって (対面)	オンラインの ビデオ通話 で	その他	どこにも相 談したくない	わからない
全 体		1,050	31.7	28.9	27.5	20.6	19.1	18.9	4.9	4.1	0.4	12.8	13.5
年 齢	20歳代以下	135	25.2	17.0	23.7	42.2	38.5	12.6	5.2	5.9	0.7	18.5	5.2
	30歳代	215	25.1	24.7	33.0	34.4	30.7	17.2	10.2	4.7	0.0	11.6	10.7
	40歳代	171	26.9	22.8	33.9	19.3	25.1	12.9	1.8	4.1	0.0	12.9	17.5
	50歳代	179	34.6	26.3	25.7	14.5	12.3	23.5	3.4	4.5	0.0	15.1	15.6
	60歳代	269	36.4	38.7	24.2	8.2	5.9	21.9	3.3	3.0	1.1	11.2	16.7
	70歳代以上	81	48.1	45.7	21.0	4.9	2.5	25.9	4.9	2.5	0.0	6.2	11.1
婚 姻 状 況	既婚（事実婚含む）	512	34.2	29.7	24.8	18.4	18.9	19.5	5.7	5.1	0.4	12.1	13.7
	離別	131	37.4	36.6	26.0	12.2	9.9	17.6	6.1	3.1	0.8	8.4	13.7
	死別	40	47.5	42.5	30.0	7.5	0.0	27.5	2.5	0.0	0.0	10.0	15.0
	未婚	367	24.5	23.4	31.6	28.1	24.8	17.4	3.5	3.5	0.3	15.5	13.1
家 族 構 成	一人暮らし	224	31.7	31.3	29.9	22.8	15.2	17.9	4.0	3.1	0.4	10.7	13.8
	夫婦のみ	266	32.7	32.0	28.9	23.7	20.7	21.8	4.9	4.9	0.8	10.5	12.4
	二世帯世帯（親と同居）	129	20.9	21.7	28.7	21.7	26.4	20.9	2.3	1.6	0.8	14.7	20.2
	二世帯世帯（子と同居）	283	36.7	28.3	23.7	13.8	18.0	19.1	7.4	3.9	0.0	13.1	13.1
	その他の世帯	148	29.7	27.0	27.7	23.6	18.2	12.8	3.4	6.8	0.0	17.6	10.1
子育て 世帯	子育て世帯（全体）	158	36.1	21.5	24.1	20.3	28.5	17.7	10.1	5.7	0.0	15.2	9.5
	うち、母子世帯	24	54.2	25.0	25.0	20.8	25.0	16.7	12.5	4.2	0.0	4.2	8.3
抱える 困難数	1種類のみ	164	29.3	25.6	22.6	20.7	17.1	13.4	3.7	1.8	0.0	15.2	18.3
	2～3種類	448	29.0	26.3	25.7	16.5	16.3	14.5	3.1	3.8	0.0	16.5	14.3
	4種類以上	438	35.4	32.6	31.3	24.7	22.8	25.3	7.1	5.3	0.9	8.0	11.0

●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

参考3 当事者調査による困難な問題を抱える女性の状況（クロス集計データ）

図表参考3-17【属性別】：困難を解決するために必要な環境・支援（複数回答3つまで）

(%)

	調査数 (n)	利用できる 支援制度 の情報提 供	自分の困り ごとをなん でも相談で き、支援に つながること ができる窓 口（相談 窓口等に 一緒に行っ てくれる 等）	気軽に話を 聞いてもら えるSNSな どの相談窓 口	生活のため の経済的 援助	カウンセリ ング等の心理 学的支援	同じような 悩みをもつ 人と出会え る場所	自分の困り ごと気づ いて声をか けてくれる 人や支援 機関	弁護士等 による法的 支援	就労の支 援（資格 取得等の 働くための 支援や就 職先を採す サポート）	相談・支援 を受けてい る間の寄り 添いや見守 り	その他	
全体	1,050	36.8	36.6	31.0	29.2	25.0	18.0	14.6	13.9	10.7	9.5	2.8	
年齢	20歳代以下	135	22.2	32.6	45.2	34.1	25.9	22.2	26.7	3.7	12.6	8.9	2.2
	30歳代	215	33.5	35.8	38.1	33.5	26.0	18.1	17.2	10.7	12.1	12.1	1.9
	40歳代	171	33.9	32.7	33.9	31.6	28.1	13.5	11.7	15.2	13.5	7.6	2.3
	50歳代	179	39.7	39.1	25.1	33.0	25.1	15.6	12.3	12.3	12.3	6.1	5.0
	60歳代	269	43.5	35.3	23.4	23.4	24.9	19.0	10.4	19.0	7.4	7.8	2.6
	70歳代以上	81	46.9	51.9	21.0	16.0	14.8	22.2	12.3	23.5	4.9	21.0	2.5
婚姻状況	既婚（事実婚含む）	512	35.0	36.5	33.4	21.9	29.3	18.8	12.7	16.2	6.3	9.8	3.1
	離別	131	45.8	43.5	22.1	34.4	19.1	16.0	13.0	15.3	13.0	12.2	0.8
	死別	40	35.0	45.0	17.5	40.0	17.5	20.0	5.0	22.5	10.0	5.0	5.0
	未婚	367	36.2	33.2	32.4	36.5	22.1	17.4	18.8	9.3	16.1	8.7	2.7
家族構成	一人暮らし	224	37.1	38.8	25.0	36.2	23.2	14.7	14.3	17.0	10.7	9.8	1.8
	夫婦のみ	266	36.5	39.5	34.6	22.2	28.2	19.5	14.3	17.7	6.0	8.6	3.0
	二世世代世帯（親と同居）	129	38.0	31.0	28.7	30.2	22.5	21.7	14.7	5.4	21.7	10.9	4.7
	二世世代世帯（子と同居）	283	38.2	36.0	31.4	26.5	24.7	18.7	12.0	14.5	7.8	9.9	2.5
	その他の世帯	148	33.1	33.8	35.1	35.8	25.0	15.5	20.3	8.8	14.9	8.8	2.7
子育て世帯	子育て世帯（全体）	158	29.7	35.4	38.6	28.5	26.6	18.4	17.1	12.7	8.9	7.6	1.9
	うち、母子世帯	24	50.0	25.0	33.3	37.5	12.5	20.8	12.5	16.7	16.7	4.2	0.0
世帯年収（全体）	100万円未満	77	35.1	24.7	22.1	35.1	18.2	19.5	10.4	14.3	6.5	9.1	6.5
	100～199万円	95	47.4	48.4	20.0	42.1	22.1	9.5	14.7	10.5	12.6	7.4	1.1
	200～299万円	113	34.5	38.9	29.2	44.2	23.0	20.4	13.3	15.0	15.0	4.4	0.0
	300～399万円	128	41.4	34.4	28.9	30.5	21.1	20.3	18.0	13.3	13.3	9.4	1.6
	400～499万円	79	49.4	34.2	35.4	30.4	16.5	20.3	11.4	13.9	12.7	6.3	2.5
	500～699万円	143	31.5	32.9	31.5	24.5	28.0	18.9	19.6	12.6	11.2	11.9	2.1
	700～999万円	126	38.1	41.3	34.9	21.4	32.5	13.5	13.5	17.5	5.6	16.7	0.8
	1,000～1,499万円	52	19.2	40.4	38.5	19.2	42.3	19.2	3.8	19.2	1.9	9.6	3.8
	1,500万円以上	18	22.2	38.9	38.9	0.0	16.7	16.7	22.2	11.1	5.6	5.6	0.0
	わからない	219	34.7	35.2	34.7	25.1	25.6	19.6	15.1	12.8	11.9	9.1	5.9
抱える困難数	1種類のみ	164	36.0	36.6	31.7	20.1	28.7	20.1	7.9	6.1	5.5	11.0	4.9
	2～3種類	448	35.7	34.6	29.7	27.0	22.3	17.2	15.4	15.4	9.6	8.5	2.0
	4種類以上	438	38.1	38.6	32.2	34.9	26.5	18.0	16.2	15.3	13.7	10.0	2.7

●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

参考3 当事者調査による困難な問題を抱える女性の状況（クロス集計データ）

図表参考3-18【属性別】：DV等の解決のために必要な環境・支援（複数回答3つまで）

		調査数 (n)	加害者に完全 に情報が秘匿され、 安心して避難 できる施設	生活全般に ついて手厚 い支援を受け ながら自立が めざせる施設	数時間程度 休憩し、安 心して過ご せる場所	住まい探し の補助・支 援	同じような悩 みをもつ人と 出会える場 所	ゆるやかな 支援・見守 りを受けなが ら自立がめ ざせる施設	仕事探しの 補助・支援	1泊程度休 息し、今後 について考え ることができる 場所	在宅で受け られる見守 り支援	加害者への 教育プログラ ムの実施	その他
全体		1,050	43.6	28.3	22.5	21.6	21.5	21.1	20.8	16.9	13.3	13.0	3.5
年齢	20歳代以下	135	49.6	28.1	31.1	22.2	21.5	23.0	15.6	21.5	12.6	11.1	2.2
	30歳代	215	46.5	32.1	27.0	21.9	16.7	21.9	25.1	23.3	9.3	15.3	1.9
	40歳代	171	42.7	28.7	24.0	23.4	25.7	21.1	23.4	12.3	13.5	9.9	2.3
	50歳代	179	38.0	25.7	20.1	26.3	16.8	20.7	21.2	14.0	14.5	12.3	6.1
	60歳代	269	40.5	26.4	14.5	19.3	24.9	19.3	21.2	13.8	15.6	13.4	4.5
	70歳代以上	81	50.6	29.6	24.7	13.6	24.7	23.5	9.9	18.5	14.8	17.3	3.7
	既婚（事実婚含む）	512	40.6	26.8	23.2	19.3	22.9	19.5	20.3	17.0	13.5	13.3	3.7
婚姻 状況	離別	131	44.3	32.8	14.5	27.5	22.9	22.9	23.7	13.7	14.5	16.8	0.8
	死別	40	47.5	20.0	15.0	20.0	20.0	25.0	15.0	12.5	25.0	10.0	7.5
	未婚	367	47.1	29.7	25.1	22.9	19.3	22.3	21.0	18.3	11.4	11.7	3.8
	一人暮らし	224	47.3	35.3	16.1	22.8	17.9	25.0	19.6	14.3	14.3	15.2	4.5
家族 構成	夫婦のみ	266	45.1	29.3	20.7	21.4	22.9	19.2	19.9	17.3	12.8	12.8	3.4
	二世帯世帯（親と同居）	129	44.2	24.0	28.7	19.4	26.4	21.7	18.6	18.6	9.3	12.4	3.1
	二世帯世帯（子と同居）	283	38.9	24.4	24.4	19.1	23.7	20.5	20.5	16.3	14.8	12.7	3.2
	その他の世帯	148	43.9	27.0	26.4	27.0	16.2	19.6	26.4	19.6	13.5	11.5	3.4
	子育て世帯（全体）	158	34.8	26.6	27.8	20.3	22.2	22.8	21.5	18.4	13.9	12.0	3.8
世帯 年収 （全体）	うち、母子世帯	24	45.8	37.5	25.0	29.2	16.7	20.8	20.8	16.7	12.5	4.2	0.0
	100万円未満	77	33.8	26.0	18.2	19.5	24.7	19.5	22.1	9.1	13.0	11.7	3.9
	100～199万円	95	42.1	31.6	15.8	31.6	17.9	24.2	24.2	18.9	13.7	11.6	4.2
	200～299万円	113	39.8	31.0	18.6	23.9	16.8	26.5	23.9	18.6	12.4	8.0	3.5
	300～399万円	128	42.2	29.7	27.3	23.4	25.0	24.2	18.0	20.3	14.1	14.1	1.6
	400～499万円	79	45.6	24.1	19.0	24.1	19.0	20.3	20.3	15.2	13.9	13.9	5.1
	500～699万円	143	51.0	28.0	24.5	19.6	23.1	23.8	14.0	18.2	13.3	12.6	3.5
	700～999万円	126	46.0	31.0	22.2	13.5	23.8	26.2	18.3	19.0	14.3	18.3	0.0
	1,000～1,499万円	52	40.4	28.8	26.9	21.2	17.3	5.8	28.8	19.2	19.2	9.6	3.8
	1,500万円以上	18	38.9	22.2	27.8	11.1	22.2	11.1	22.2	0.0	11.1	5.6	16.7
わからない	219	44.7	26.0	24.7	21.9	21.9	16.0	22.8	15.1	11.4	14.6	4.6	
抱える 困難数	1種類のみ	164	42.1	26.8	25.0	14.0	25.6	18.9	18.3	11.6	14.0	12.2	3.7
	2～3種類	448	43.8	26.6	21.4	20.1	22.1	21.0	21.0	12.7	13.6	12.3	4.7
	4種類以上	438	44.1	30.6	22.6	26.0	19.4	22.1	21.5	23.1	12.8	14.2	2.3

●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

参考3 当事者調査による困難な問題を抱える女性の状況（クロス集計データ）

図表参考3-19：【再掲】抱える困難や希望する支援に対する要望等（自由記述）

悩みや困りごとについて	分類	件数	備考
	配偶者・パートナー以外の家族に関する問題	28	モラハラや暴力等のDV、家族不仲、過干渉、家族の病気・障害、その他問題行動、相続争い 等
	心身不調や健康に関する悩み	26	
	生活困窮や収入に関する悩み	21	
	介護・看護や子育ての悩み	15	
	配偶者・パートナーに関する問題	11	モラハラや暴力、不仲・離婚問題、問題行動（浪費、働かない等） など
	仕事に関する悩み	10	
	孤独・孤立	9	
	職場や地域での人間関係等の悩み	7	パワハラ、不仲、地域トラブル等
	その他の悩み・困りごと	17	性被害、住まい・居場所、将来への不安 など

希望する支援等について	分類	件数	備考
	親身に寄り添ってくれる相談窓口がほしい	35	いつでも親身に寄り添って対応してくれる人や相談窓口がほしい、話を否定せずに聞いてほしい
	気軽に何でも相談できる相談窓口がほしい	34	
	適切な相談につないでほしい	30	自分にあった相談先がわからない、必要な支援につないでくれる窓口がほしい
	相談しても解決できないと思っている	28	相談では解決できないと思っている、相談を諦めている、支援はもらえない（自分で頑張る） など
	相談窓口での情報保護を徹底してほしい	21	個人情報保護、守秘義務の徹底、匿名で利用できる相談窓口
	居場所の提供や住まいの確保を支援してほしい	20	一時的な宿泊ができる居場所や避難場所の提供、住まい確保の支援
	息抜きや悩みを話せる場所がほしい	19	息抜きやストレス解消ができる場所、自然に悩みを話せる場所、同じ悩みを抱える人と話せる場所
	経済的援助がほしい	19	
	とにかく話を聞いてほしい	16	つらさを理解してほしい、話を聞いてもらうだけでよい
	就労支援をしてほしい	16	職業紹介、職業訓練、就労継続支援 など
	いつでもすぐに利用できる相談窓口がほしい	14	24時間対応の相談窓口、電話やLINE、チャットによる相談
	相談・支援の利便性や質の向上に取り組んでほしい	14	相談員の資質向上、対面やオンライン等による多様な相談手法・機会の充実、支援の利用条件の緩和 など
	無料で利用できる相談窓口や支援がほしい	13	
	DV対策を充実してほしい	13	DVに関する相談・支援、DV加害者への教育、DVに関する広報啓発 など
	相談・支援内容をしっかり周知してほしい	11	相談窓口や支援内容等の広報・周知、必要な人に情報が届く仕組みづくり
	保健・医療・福祉に係る相談・支援がほしい	10	がんや障害等に関する相談・支援、家事をはじめとした日常生活の支援 など
	専門家による相談・支援を受けたい	9	法律相談、福祉・医療の専門相談 など
	相談することをためらっている	9	相談するには勇気がいる、恥ずかしい、敷居が高い など
	必要な支援がわからない	8	
自立生活のための総合的な支援をしてほしい	7	住まい確保から就労支援まで、自立生活のための総合的な支援	
問題解決まで継続して支援してほしい	5		
その他相談・支援への要望等	12		
その他の意見・要望	29		

●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）